

鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル

H30年6月11日策定

鳥 取 県

目次	
I 目的	1
II 防疫対策のポイント	1
III 本病発生に備えた日頃からの準備	2
1 家きん等の所有者への指導	2
2 連絡体制	2
3 防疫作業に係る事前準備	2
4 防疫演習等による訓練の実施	3
IV 発生段階毎の役割と防疫対応	4
1 県の役割	4
2 市町村の役割	5
3 関係団体の役割	6
4 家きん飼養者の役割	7
V 防疫体制	8
1 緊急連絡体制	8
2 緊急連絡先	9
3 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制	11
4 鳥インフルエンザ対応タイムテーブル	13
5 疑似患畜確定までの初動防疫行動スケジュール例	14
6 防疫作業別スケジュール例	15
VI 対策本部	16
1 庁内連絡会議	16
2 鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部	16
(1) 鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置、運営	
(2) 県対策本部の構成と役割	
ア 対策本部事務局	
イ 本部構成課	
3 鳥インフルエンザ現地対策本部	21
(1) 設置基準	
(2) 構成	
4 市町村対策本部	23
(1) 設置基準	
(2) 構成	
VII 防疫措置	24
1 野鳥等（その他死体、糞便等を含む）で本病ウイルスの感染が疑われる場合	24
(1) 簡易検査、遺伝子検査等により A 型インフルエンザウイルス陽性の場合	
(2) 病原性の決定後の対応	
2 家きん飼養農場で異常家きんが確認された場合	25
(1) 異常家きんの通報と立入検査	
(2) 家畜防疫員による検査等	
(3) 緊急連絡及び情報提供	
(4) 県対策本部等の設置	
(5) 緊急防疫措置	
(6) 食鳥処理場から届出等を受けた時の対応	
3 初動防疫措置の準備	27
(1) 県機関の対応	
(2) 市町村の対応	

(3) 関係団体等の対応	
(4) 動員者の確保	
(5) 必要資機材の準備	
4 病性等の判定（指針第5の1）	33
(1) 疑似患畜等の判定	
(2) 病性判定までの対応	
(3) 病性判定時の措置	
VIII 各防疫措置の実施方法	35
1 発生農場の防疫措置	35
(1) 基本事項	
(2) 家きんの所有者への説明	
(3) 防疫作業従事者の入退場時、作業時の留意点	
(4) 農場消毒	
(5) 患畜等及び汚染物品の評価	
(6) と殺	
(7) 死体の処理	
(8) 汚染物品の処理（指針第7の3）	
2 制限区域の設定と家きん集合施設の開催等の制限	39
(1) 制限区域の設定	
(2) 制限区域内の農場への指導	
(3) 制限の解除	
(4) 制限の対象外	
3 消毒ポイントにおける車両消毒	42
(1) 消毒ポイントの選定	
(2) 消毒ポイントの運営	
4 ウイルス浸潤状況の確認	43
(1) 疫学調査	
(2) 制限区域内の農場の調査	
5 発生の原因究明	44
IX 終息宣言	44
X その他	44
1 農場監視プログラムの適用	45
2 ワクチン	45
(1) ワクチン使用の考え方	
(2) ワクチンを使用する場合	
3 県民への情報提供及び風評被害対策	45
(1) 情報提供	
(2) 相談窓口の設置	

I 目的

このマニュアルは、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（以下併せていう場合「本病」という。）が本県等で発生した場合に、第一に迅速な封じ込めとまん延防止を速やかに実施し、また第二に本病発生に伴う風評被害など社会的問題に対して的確に対応するための鳥取県内の体制を定めるものである。

本病の防疫措置は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産省大臣公表、以下「指針」という。）、野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成23年9月環境省自然環境局公表、以下「野鳥マニュアル」という。）、高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル（平成23年12月農林水産省消費・安全局動物衛生課公表、以下「防疫作業マニュアル」という。）、高病原性鳥インフルエンザに汚染された排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル（平成24年12月農林水産省消費・安全局動物衛生課）、家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年9月16日鳥取県規則第77号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

なお、本マニュアルは県内の体制及び関係者の役割分担を中心に規定することとし、各防疫措置の具体的な実施方法については、概ね各総合事務所等を単位として別に定めるものとする。

また、本マニュアルについては、法及び指針の改正、防疫方針に関する新たな知見が得られた場合、その他必要に応じて随時点検し、見直しを行うものとする。

II 防疫対策のポイント

★ポイント1 緊急連絡

- 本病を疑う異常を示した家きん（以下「異常家きん」という）が確認され、家畜防疫員の立入検査で簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）等により本病が疑われた段階で、速やかに関係者へ情報を伝達する。

★ポイント2 対策本部

- 県内の家きん飼養農場で簡易検査等により本病の疑いが確認された場合若しくは近隣県の家きん飼養農場で本病の疑いが発生し、移動制限区域又は搬出制限区域（以下併せて「制限区域」という。）が本県に及ぶことが想定される場合、速やかに以下の対策本部を設置し、防疫対策等を全庁的に推進する。
 - (1) 鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部
本部長：知事
 - (2) 鳥インフルエンザ現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）
現地対策本部長：発生地又は移動制限区域を管轄する東部振興監、総合事務所長（以下、「総合事務所長等」という。）

★ポイント3 速やかな封じ込め

- 本病の疑い段階において、発生を想定した即応体制を発動する。
- 疑似患者確定と同時に、発生農場の家きんのと殺等の防疫措置ができる準備を進め、迅速に封じ込めを行う。

★ポイント4 役割の明確化

- 本病の発生予防から対策までの一連の防疫対策等について、県、市町村、関係団体、生産者等の役割と取組を明確化する。

Ⅲ 本病発生に備えた日頃からの準備

1 家きん等の所有者への指導

- (1) 県は、市町村、団体、獣医師等と連携し、家きん等の所有者に対して、本病の発生予防に関する情報の提供、普及啓発に努める。
- (2) 県は市町村等と連携し、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守について、家きん等の所有者に対して指導、助言を行うとともに、定期的にその遵守状況を点検する。

区 分		通常時の相談窓口	発生時の対応
家きん	農 場	家畜保健衛生所 【畜産課】	家畜保健衛生所 【畜産課】
	学校飼育動物		
	愛 玩 (動物園等飼育鳥含む)		
家きん以外	学校飼育動物	中部・西部総合事務所 生活環境局 【くらしの安心推進課】 (鳥取県東部地域の愛玩は鳥取市保健所生活安全課)	中部・西部総合事務所 生活環境局※ 【くらしの安心推進課】 (鳥取県東部地域は鳥取市保健所生活安全課)
	愛 玩 (動物園等飼育鳥含む)		
野 鳥		中部・西部総合事務所 生活環境局、 緑豊かな自然課	中部・西部総合事務所 生活環境局、 緑豊かな自然課

※直接生活環境局が対応するのではなく、民間獣医師からの依頼で対応する。

<根拠法令等>

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

動物園等における飼育鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針の改正について

（平成24年2月9日第201100172397号くらしの安心推進課長通知）

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて（平成16年2月20日文科科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課等連名通知）

野鳥における鳥インフルエンザの対応について（平成29年10月23日第201700179492号緑豊かな自然課長通知）

2 連絡体制

- (1) 家きんに異常を認めた場合、家きんの所有者又は獣医師は、直ちに家畜保健衛生所に通報できるよう、連絡体制を整備しておく。また、大規模農場においては、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う獣医師を定め、家畜保健衛生所への通報ルールを定めておく。
- (2) 家きん以外の学校飼育動物又は愛玩鳥で異常を認めた場合、所有者又は獣医師は鳥取市保健所生活安全課（鳥取県東部地域）、中部・西部総合事務所生活環境局へ通報する。
- (3) 対応レベルに基づく検査基準以上の羽数の野鳥が死亡している場合、発見者は緑豊かな自然課（鳥取県東部地域）、中部・西部総合事務所生活環境局へ通報する。
- (4) 県は、緊急時の関係連絡先及び連絡方法をあらかじめ整備し、関係者に周知しておく。

3 防疫作業に係る事前準備

- (1) 防疫作業候補者等のリストの作成

県、市町村及び団体は、本病が県内で発生した場合に防疫作業に従事する動員候補者のリストを事前に作成し、人事異動等に伴う変更があった場合には、随時更新する。リストには、防疫服や長

靴のサイズ等の必要事項を記録するとともに、動員可能者の選定に当たっては、年齢、性別、健康状態、鳥類の飼養の有無等を考慮して選定する。

(2) 焼埋却場所の選定

県は、各家きん飼養農場ごとに患畜や汚染物品等の処分のために必要な焼埋却の候補地を法第12条の3の規定に基づき選定するよう、家きん飼養者に対して指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、市町村、団体、関係企業等と調整し、速やかに焼埋却が行えるよう準備する。

(3) 資機材等の準備、集合場所等の選定

ア 県は、と殺等の防疫作業に必要な資機材のリストを事前に準備するとともに、その調達先についても確認しておく。

イ 県は、緊急的に確保が困難な資機材については、事前に備蓄する等、迅速な対応ができるよう準備しておく。

ウ 県は、資機材等を輸送する場所、防疫従事者の集合場所等を事前に想定しておき、必要に応じて、市町村、団体と調整しておく。

エ 県は、農場ごとに想定される通行規制、消毒ポイントの場所等のリストを作成しておき、必要に応じて、事前に市町村、道路管理者、警察署等と協議を行う。

(4) 事前の農場調査

県は、防疫作業を円滑かつ効率的に行うために、発生農場に係る情報を事前に確認しておくことが重要であることから、法第12条の4の報告を元に、下記の項目等について、県内の家きん飼養農場について、それぞれ農家情報を整理しておくとともに随時更新する。

- 農場及びその周辺の地理的情報
- 農場及び疫学関連農場の家きん等の飼養状況
- 農場周辺の食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場等の関連施設の状況
- 農場の家きん、家きん卵、鶏糞、飼料等の取引状況

4 防疫演習等による訓練の実施

(1) 防疫演習の実施

県は、本病が県内で発生した場合を想定した防疫演習を、机上あるいは実地にて行い、防疫措置のシミュレーションを行うとともに、演習の結果により防疫体制の点検、検証を行う。

(2) 家畜防疫員等の訓練の実施

本病が的確に診断できるよう、家畜防疫員等は日頃から検査技術等の習得に努めるとともに、必要に応じて、県や国が主催する研修会等に参加する。

IV 発生段階毎の役割と防疫対応

1 県の役割

発生段階	対応内容	対応者
県内発生段階 (家きんの場合) ※隣県で発生し、制限区域が県内に及んだ場合も含む	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ウイルスの封じ込め</div> <ul style="list-style-type: none"> ○県対策本部の設置 ○疑い情報の迅速な提供 ○発生地でのと殺等の迅速な実施 ○制限区域内での規制、消毒ポイント等による的確なまん延防止 ○県民への正確な情報提供 ○風評被害の防止 <p>【県内複数或いは大規模な発生があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、他都道府県、自衛隊等への協力要請 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> 全県的な対応 (要請) </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 国、他県、自衛隊等 </div>
県内確認段階 (野鳥等の場合) ※隣県の野鳥で発生し、野鳥監視重点区域が県内に及んだ場合も含む	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">監視強化</div> <ul style="list-style-type: none"> ○迅速な情報提供 ○県内の家きん飼養農場の異常の有無確認 <p>【高病原性鳥インフルエンザの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥インフルエンザ防疫対策連絡会議の開催(緑豊かな自然課) ○野鳥監視重点区域の設定及び死亡野鳥の監視強化 ○発見場所等の消毒、通行制限、周辺家きん飼養農場の立入検査 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> 県：危機管理局 農林水産部 生活環境局 (各総合事務所等) </div>
国内発生段階 (家きんの場合)	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">発生予防の強化・徹底・監視強化</div> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて、庁内連絡会議等の開催(畜産課) ○県内での家きんの異常の有無の確認強化 ○家きん飼養農場の飼養衛生管理の確認指導強化 ○農場の緊急消毒 ○関係部局、市町村、団体、生産者等への発生情報の提供と注意喚起 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> 県：農林水産部 危機管理局 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 連携強化、協力依頼、監視指導強化 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 関係部局、市町村、団体等、生産者 </div>
海外発生段階 (家きんの場合) (海外特に韓国及び中国等の近隣諸国で発生している段階)	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">発生予防と防疫体制の構築</div> <ul style="list-style-type: none"> ○関係部局、市町村、団体、生産者等への発生情報の提供と注意喚起 ○発生予防体制の構築 ○異常家きんの早期通報体制の構築 ○埋却候補地、患畜等処理方法の選定 ○連絡会議や防疫演習等による初動防疫体制の構築 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> 県：畜産課 家畜保健衛生所 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 日頃から初動防疫体制を共通認識 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 関係団体、市町村、団体等、生産者 </div>

2 市町村の役割

発生段階	対応内容
<p>県内発生段階 ※隣県で発生し、制限区域が県内に及んだ場合も含む</p>	<p>(1) 県から異常家きんを発見した旨の通報があった場合（簡易検査陽性） 対策本部○市町村対策本部の設置 防疫対応○現地連絡調整会議への参加 ○動員者の選定・派遣の準備 ○場所の選定への協力（焼却・埋却、集合場所、消毒ポイント） ○周辺住民への説明準備 ○発生地周辺の通行規制、代替道路検討及び住民への説明</p> <p>(2) 疑似患者確定時（遺伝子検査陽性等）・・・防疫措置の実施 防疫対応○患者等のと殺、焼却・埋却、農場消毒、消毒ポイント等に対する人的支援 ○防疫従事者の集合場所（例：公民館、体育館等）等確保、設営・運営支援 ○防疫従事者の健康管理（鳥取市（保健所）：鳥取県東部地域養鶏農場で発生の場合） ○防疫従事者の発生農場への搬送支援 ○発生農場や消毒ポイント等に係る周辺住民説明への協力 情報提供○住民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含む） ○制限区域内の愛玩等飼養鳥の飼育者に対する情報提供への協力</p>
<p>国内発生段階</p>	<p>対策本部○県内発生時に備えた市町村対策本部の設置の準備 防疫準備○県内発生時に備えた現地防疫対応（動員、消毒・集合等場所の設定）への協力の準備 防疫対応○県内での発生予防のための緊急消毒に対する協力 情報提供○住民への情報提供、愛玩等飼養鳥の飼育者への注意喚起</p>
<p>海外発生段階</p>	<p>市町村での危機管理体制の構築（マニュアルの整備）、県が実施する防疫演習・検討会への参加等により以下の事項を事前に検討</p> <p>(1) 管内で発生した場合に備えて検討する事項 対策本部○市町村対策本部の設置、構成、役割分担等の検討 防疫準備○現地防疫作業（と殺、埋却、消毒等）に必要な動員者リスト整備 ○焼却・埋却場所の候補地の検討及び地域住民への説明方法の検討 ○市町村道の通行規制等の対応の検討 ○発生時の道路または車両等の消毒場所及び水の確保等の検討 ○防疫従事者の集合場所等の検討 ○愛玩鳥飼養者のリスト整備 情報提供○住民への情報提供の方法及び内容の検討、相談窓口の設置の検討</p> <p>(2) 他の市町村で発生した場合に備えて検討する事項（移動制限区域となった場合） 防疫準備○現地防疫作業への動員協力の検討 ○道路及び車両等の消毒場所等の検討</p>

3 関係団体の役割

発生段階	対応内容
県内発生段階 ※隣県で発生し、制限区域が県内に及んだ場合も含む	<p>(1) 県から異常家きんを発見した旨の通報があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地連絡調整会議への参加 ○現地防疫作業支援（動員者、防疫資材）の準備 ○家きん、畜産物、飼料、排せつ物、畜産関係資材の移動状況調査への協力 ○鶏卵等の小売り販売状況調査への協力 ○患畜等の評価のための評価人の選定 <p>(2) 疑似患畜確定時（遺伝子検査陽性等）・・・<u>防疫措置の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○患畜等のと殺、焼却・埋却、農場消毒、消毒ポイント等に対する人的支援 ○患畜等の評価の実施に対する協力 ○消毒ポイント設置場所の関係者への周知協力 ○家きん、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動制限に関する周知協力 ○団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含む）
国内発生段階	<ul style="list-style-type: none"> ○県内発生時に備えた現地防疫作業への協力準備 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒、焼却・埋却等を補助する動員者の選定 ・防疫作業に必要な機材の準備に係る協力 ○県内での発生予防のための緊急消毒に対する協力 ○家きん、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力 ○団体構成員への情報提供、関係事業者への情報提供
海外発生段階	<p>(1) 鶏舎に本病を侵入させないための消毒・飼養衛生管理、早期通報について啓発</p> <p>(2) 管内で発生した場合に備えて以下の事項を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家きん、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握 ○鶏卵等の小売り販売状況の把握 ○現地防疫作業（と殺、焼却・埋却、消毒等）への動員者リスト整備 ○団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討 ○風評被害対策

4 家きん飼養者の役割

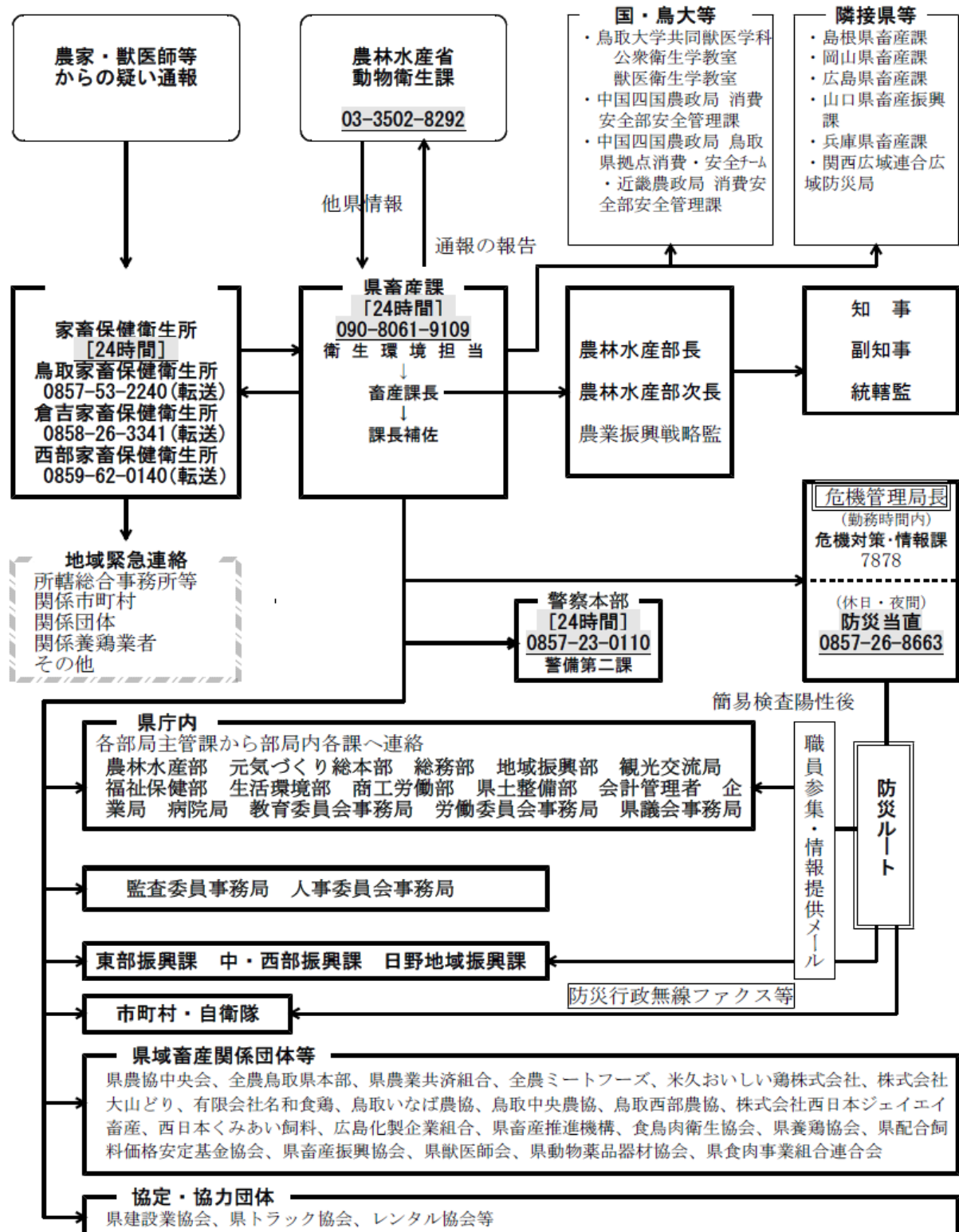
発生段階	対応内容
県内発生段階 ※隣県で発生し、制限区域が県内に及んだ場合も含む	<p>自己農場で家きんの異常が確認されたら</p> <p>(1) 速やかに家畜保健衛生所等に連絡する</p> <p>(2) 家畜防疫員の指示に従い、万が一に備えた防疫対応を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての家きんの移動自粛（疑似患畜と確定後は移動制限） ○農場の出入り口を一カ所に限定し、防疫関係者以外の者の農場への立入を制限 ○農場の外に農場の物を搬出しない（卵などの生産物を含む） ○応急的な消毒の実施（人に対する消毒も含む） ○過去21日間の家きん、人や車両の動きを確認 ○種鶏場等で患畜が確認された場合は、種卵の移動禁止、ふ卵を停止又は制限 <p>(3) 家畜防疫員が行う検査や聞き取りに協力する</p> <p>近くの農場で本病が確認されたら（異常家きん確認の連絡を受けたら）</p> <p>(1) 家畜の観察を徹底する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家きんに異常があったら、速やかに管轄する家畜保健衛生所等に通報 <p>(2) 消毒・飼養衛生管理を徹底する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家きん舎への野鳥・野生動物等の侵入防止対策の徹底 ○出入り口での車両消毒の徹底 ○家きん舎周囲や進入路への消石灰の散布、鶏舎内での消毒の徹底 <p>(3) 外来者の立入を厳しく制限する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○やむを得ない外来者に対して農場専用の衣類、長靴等の着用を指示する <p>農場が移動（搬出）制限区域に入った場合には・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家畜防疫員の指示に従い、家きんや本病をひろげるおそれのある物品の移動を中止する ○家畜防疫員が行う検査や聞き取りに協力する
国内発生段階	<ul style="list-style-type: none"> ○異常が確認された場合の緊急連絡先等の確認 ○家きん舎への野鳥・野生動物等の侵入防止対策の徹底 ○家きん舎周辺等の消毒の強化 ○関係者以外の農場への立入を制限し、入出場者（車両）の消毒を徹底
海外発生段階	<ul style="list-style-type: none"> ○チラシ・パンフレット等を通じて、本病の症状や発生情報を確認する ○本病に効果のある消毒方法を確認しておく ○飼養する家きんに異常が確認された時の対応方法（連絡先等）を確認しておく ○日頃から家きんの健康観察と家きん舎への野鳥・野生動物等の侵入防止対策の確認 ○万が一に備えて、飼養家きんやたい肥、飼料などの処分方法（焼却・埋却候補地）を検討しておく

V 防疫体制

1 緊急連絡体制

鳥取県の緊急連絡体制は、図1のとおりとする。

図1 緊急連絡体制図



2 緊急連絡先

所 属	連絡先	電話	ファクシミリ
国	農林水産省消費・安全局動物衛生課	03-3502-8292(直通)	03-3502-3385
	中国四国農政局消費・安全部安全管理課	086-224-4511(内線 2356)	086-224-7714
	近畿農政局消費・安全部安全管理課	075-414-9000	075-417-2149
	中国四国農政局鳥取県拠点消費・安全チーム	0857-22-3131	0857-24-6775
国立大学法人	鳥取大学共同獣医学科公衆衛生学教室	0857-31-5437	0857-31-5437
	鳥取大学共同獣医学科獣医衛生学教室	0857-31-5487	0857-31-5487
近隣県	島根県農林水産部畜産課家畜衛生グループ	0852-22-5137	0852-226043
	岡山県農林水産部畜産課 衛生環境班	086-226-7431	086-224-2155
	広島県農林水産局畜産課家畜衛生グループ	082-513-3604	082-228-0396
	山口県農林水産部畜産振興課衛生飼料班	083-933-3434	083-933-3449
	兵庫県農政環境部農林水産局畜産課衛生飼料班	078-362-3457	078-341-8123
	関西広域連合広域防災局	078-362-9806	
自衛隊	第13旅団第8普通科連隊本部第3科	0859-29-2161(内線 231)	
	米子駐屯地当直司令(勤務時間外)	〃 (内線 302)	
県庁内	危機管理局危機対策・情報課	0857-26-	7 8 7 8
	農林水産部農林水産総務課		7 3 3 1
	〃 農業振興戦略監とっとり農業戦略課		7 2 5 7
	〃 農業振興戦略監畜産課		7 2 8 6
	元気づくり総本部県民課		7 0 2 5
	〃 広報課		7 0 2 1
	福祉保健部健康医療局健康政策課		7 1 5 3
	〃 福祉保健課		7 1 4 2
	生活環境部環境立県推進課		7 1 9 6
	〃 暮らしの安心局水環境保全課		7 4 0 0
	〃 暮らしの安心局暮らしの安心推進課		7 2 4 7
	〃 緑豊かな自然課		7 8 7 2
	警察本部警備第2課		8 5 0 7
教育委員会教育総務課		7 9 1 4	
家畜保健衛生所	鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	0857-53-6352
	倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	0858-26-8164
	西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	0859-62-0143
元気づくり総本部、総合事務所	元気づくり総本部東部振興監東部振興課	0857-20-3502	0857-20-3656
	中部総合事務所地域振興局中部振興課	0858-23-3952	0858-23-3425
	西部総合事務所地域振興局西部振興課	0859-31-9694	0859-31-9639
	〃 日野振興センター地域振興課	0859-72-2083	0859-72-2072
農林局	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	0857-20-3561
	八頭事務所農林業振興課	0858-72-3816	0858-72-3567
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163	0858-23-3134
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642	0859-34-1083
	西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課	0859-72-2005	0859-72-2011
農業改良普及所	鳥取農業改良普及所	0857-20-3566	0857-20-3561
	八頭事務所八頭農業改良普及所	0858-72-3839	0858-72-3567
	倉吉農業改良普及所	0858-23-3197	0858-23-3134
	東伯農業改良普及所	0858-52-2125	0858-52-2127
	西部農業改良普及所	0859-31-9685	0859-34-1083
	西部農業改良普及所大山普及支所	0859-53-3721	0859-53-3723
	日野農業改良普及所	0859-72-2027	0859-72-2011

緊急連絡先

所 属	連 絡 先	電 話	フ ァ ク シ ミ リ
生活環境事務所・生活環境局	中部総合事務所生活環境局生活安全課	0858-23-3149	0858-23-3266
	西部総合事務所生活環境局生活安全課	0859-31-9320	0859-31-9333
市町村	鳥取市農林水産部農業振興課	0857-20-3234	0857-20-3047
	岩美町産業建設課	0857-73-1562	0857-73-1590
	若桜町総務課	0858-82-2211	0858-82-0134
	智頭町総務課	0858-75-4111	0858-75-1193
	八頭町産業観光課	0858-76-0208	0858-76-0217
	倉吉市総務部防災安全課	0858-22-8162	0858-22-1087
	湯梨浜町総務課	0858-35-3111	0858-35-3697
	三朝町総務課	0858-43-1111	0858-43-0647
	北栄町産業振興課	0858-36-5565	0858-36-5339
	琴浦町総務課	0858-52-2111	0858-49-0000
	米子市経済部農林課	0859-23-5223	0859-23-5598
	境港市産業部商工農政課	0859-47-1049	0859-44-7957
	日吉津村建設産業課	0859-27-5953	0859-27-0903
	大山町農林水産課	0858-58-6116	0858-58-4024
	南部町産業課	0859-64-3783	0859-64-2183
	伯耆町産業課・農林室	0859-62-0723	0859-62-7172
	日南町農林課	0859-82-1114	0859-82-1478
	日野町産業振興課	0859-72-2101	0859-72-1484
江府町農林産業課	0859-75-6610	0859-75-3455	
県域団体	鳥取県農業協同組合中央会	0857-21-2600	0857-37-0052
	全農鳥取県本部	0857-27-2711	0857-27-2860
	JA 全農ミートフーズ鳥取営業所	0859-54-4799	0859-54-3468
	米久おいしい鶏 (株)	0858-52-2165(代表)	0858-52-2550
	(株)大山どり	0859-56-3121	0859-56-3125
	名和食鶏 (有)	0859-54-2232	0859-54-2191
	鳥取県畜産農業協同組合	0857-52-1129	0857-52-1131
	(株)西日本ジェイエイ畜産	0857-28-1172	0857-31-3849
	(株)鳥取県食肉センター	0859-54-3781	0859-54-3784
	鳥取県農業共済組合	0858-37-5631	0858-37-4121
	J A 西日本くみあい飼料 山陰営業所	0852-67-2248	0852-67-6884
	(公社)鳥取県畜産推進機構	0857-21-2774	0857-37-0084
	広島化製企業組合 (赤碕)	0858-55-7454	0858-55-7454
	(一社)鳥取県配合飼料価格安定基金協会	0857-53-6636	0857-53-6638
	(公財)鳥取県畜産振興協会	0857-37-4530	0857-37-4521
	(公財)鳥取県食肉衛生協会	0859-54-4133	0859-54-4137
	(公社)鳥取県獣医師会	0857-53-4300	0857-30-1171
	鳥取県養鶏協会	0857-26-7288	0857-26-7292
	鳥取県動物薬品器材協会((株)MPアグロ)	0858-52-6151	0858-52-6155
	鳥取県食肉事業協同組合	0859-22-8004	0859-21-2850
	(一社)鳥取県建設業協会	0857-24-2281	0857-24-2283
	(一社)鳥取県トラック協会	0857-22-2694	0857-27-7051
	(一社)鳥取県バス協会	0857-22-2724	0857-22-2726
	(一社)鳥取県警備業協会	0857-20-4399	0857-30-4811
	(一社)日本建設建設機械インテック協会 中国支部(山陰リース)	0859-27-2221	0859-27-3576

3 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制

鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制は図2-1又は2-2のとおりとする。

図2-1 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制図(鳥取県東部)

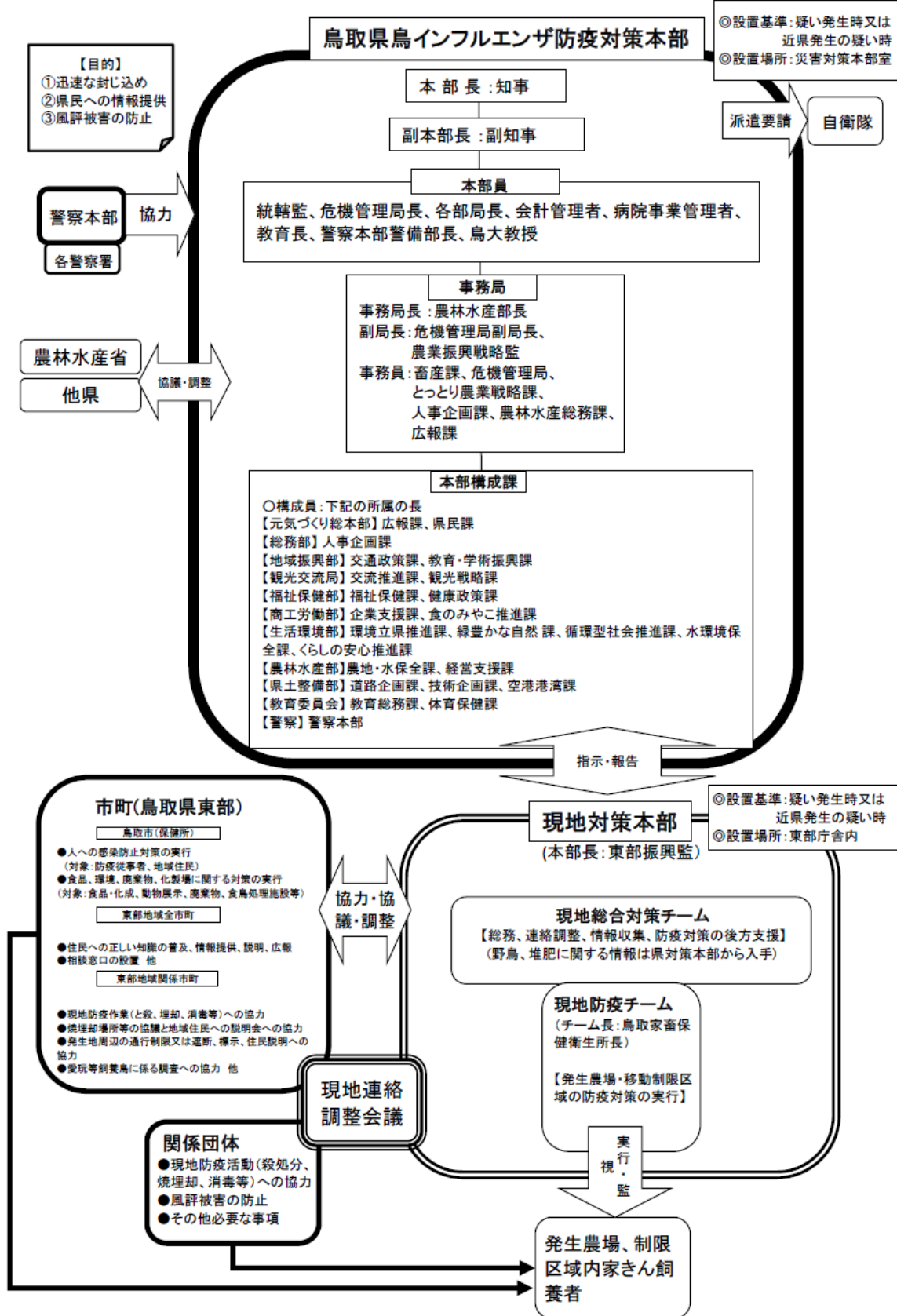
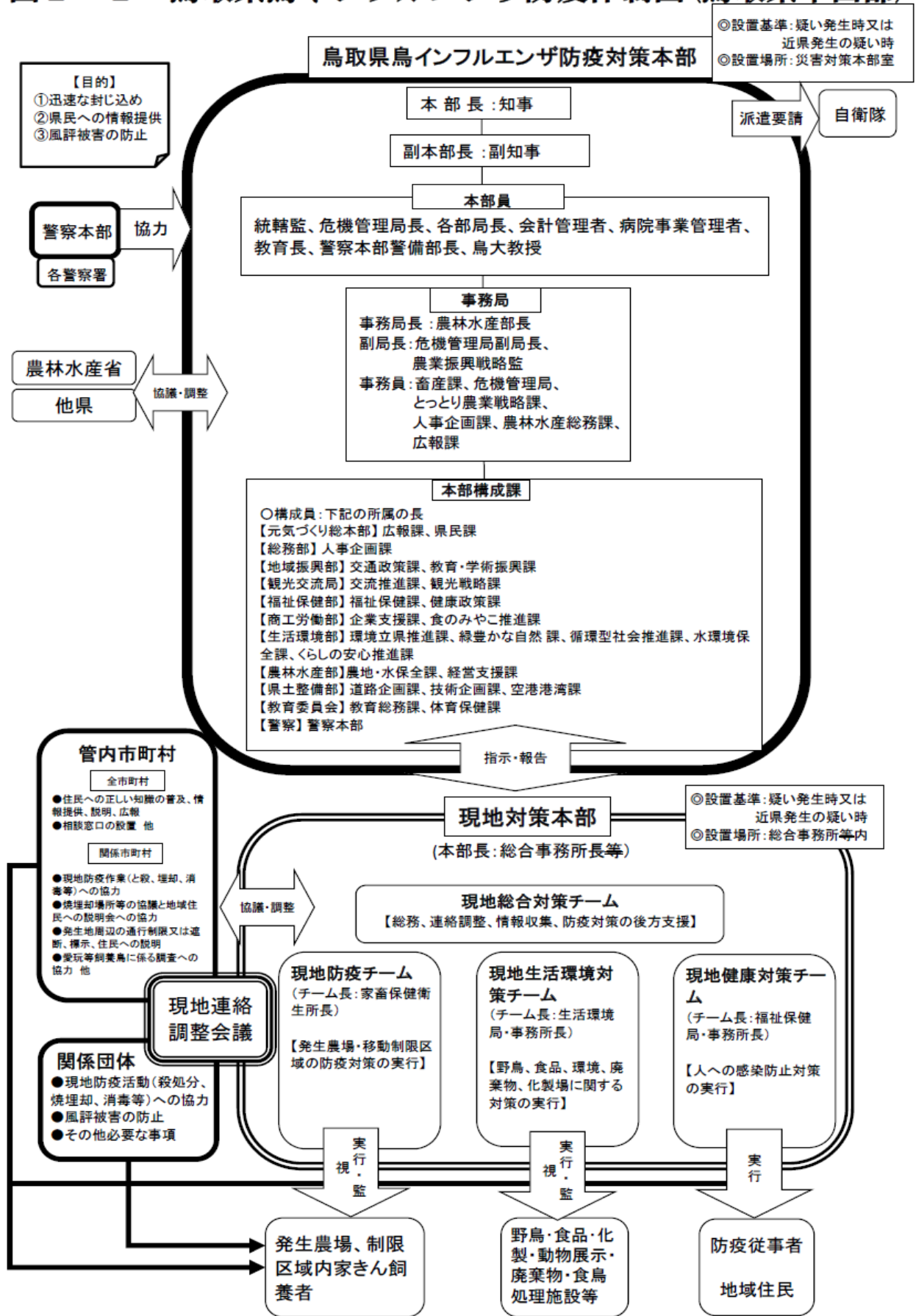


図 2-2 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制図(鳥取県中西部)



4 鳥インフルエンザ対応タイムテーブル



5 疑似患畜確定までの初動防疫行動スケジュール例

時間	発生農場	市町村	家畜保健衛生所	総合事務所等	危機管理局	畜産課	庁内関係部局
0	○家畜保健衛生所に通報 ○農場自主隔離		○異常通報受理 ○畜産課報告 ○農場隔離要請			○異常報告受理	
1	○立入検査・簡易検査等 ○検査結果報告 ○検査材料の採取と病性鑑定室への搬送 ○農場への指導 ○発生地調査 ○緊急消毒、移動自粛等	○緊急連絡受理	○検査結果受理 ○総合事務所・市町村へ一報 ○農場等への自粛要請 ○初動防疫計画作成	○緊急連絡受理	○緊急連絡受理	○検査結果受理 ○国への報告・協議 ○関係部局、関係者へ緊急連絡 ○他の家畜保健衛生所と調整	
即応への準備段階		市町村本部設置	現地对策本部設置		県対策本部設置		
					県対策本部調整会議 ○情報共有・共通認識 ・疑い事例の概要、初動対応スケジュール、各部局の役割確認		
			現地連絡調整会議 ○初動防疫計画調整 ・患畜等処理方法（焼却・埋却） ・建設業協会への要請 ・住民説明会準備 ・動員者集合場所等確保 ・消毒ポイント設置場所決定 ・市町村・団体等役割・協力体制確認 ・防疫資材確保 ・移動制限区域でのまん延防止など			○自衛隊連絡 ○初動防疫必要業務支援 ○防疫計画検討 ○通行制限 ○動員者調整 ○県建設業協会・県トラック協会・レンタル協会への協力要請 ○消毒ポイント協議（警察本部）	
	○現地防疫基地設営 ○農場立入制限 ○農場消毒 ○防疫資機材配置 ○防疫従事者配置	○住民説明会対応	○農場及び移動制限区域等の防疫措置の準備 ○住民説明会対応	○追加防疫資材機材緊急発注・配送 ○動員者集合場所設営 ○消毒ポイント設営 ○動員者配置 ○住民説明会対応	○動員者派遣 ○消毒ポイント予定場所・移動制限区域予定区域等を周知 ○追加防疫資機材緊急発注 ○備蓄防疫資機材配送 ○移動制限・告示等命令準備		
12～	病性鑑定室の遺伝子検査でH5又はH7陽性 → 畜産課 → 国協議 → 疑似患畜確定 (陰性の場合は、引き続き病性決定のための検査を県と国が継続)						
封じ込め実行	○防疫措置開始 ○農場周辺通行制限 ○と殺 ○掘削（試掘） ○評価 ○死体・汚染物品処理 ○徹底消毒	○住民への周知 ○防疫措置への協力 鳥取市 ○防疫従事者健康管理 ○飼育鳥(家さん以外)対応 ○焼却場対応	○制限区域内対応（監視・発生状況確認・追跡） ○疫学関連家さん飼育農場対応(隔離・監視)	○消毒ポイント開始 ○防疫従事者健康管理 ○野鳥対応 ○飼育鳥(家さん以外)対応 ○焼却場対応 ○移動制限補償事務	県対策本部会議 ○情報共有、防疫方針決定 発生農場の概要、防疫措置状況報告、各部局の対応状況、今後の対応状況		
					○プレス発表 ○特設HP ○防疫活動総合支援 ○総合情報管理	○防疫措置の指示 ○命令・告示等 ○国との連絡調整 ○相談窓口 ○風評被害対応	

※本計画は、疑似農場の通報から12時間で疑似患畜と確定した場合を想定。

※と殺開始以降の時間経過、動員規模は発生農場の規模により異なる。

6 防疫作業別スケジュール例

項目	日数	時 (経過時間)	発生農場										移動制限区域内		全県農場			
			移動自粛・制限	通行遮断	と殺・評価	焼却	汚染物品埋却	清掃・消毒	動員者	資機材調達・配備	動員者の健康管理	消毒ポイント		農場等		確認		
												設置	動員者調整・配置	資機材調達・配送	移動自粛・制限		発生状況検査等	
家畜保健衛生所への通報	1日目	9:00 (0)																
簡易検査陽性緊急連絡		10:00 (1) 11:00 (2) 12:00 (3)	自粛															
県対策本部調整会議 現地連絡調整会議		13:00 (4) 14:00 (5) 15:00 (6) 16:00 (7) 17:00 (8) 18:00 (9) 19:00 (10) 20:00 (11)				焼却施設・搬送等	処理方法に係る	出入口等消毒	調整・配備	調整・配備	調整	調整・配備	調整・配備	調整・配備	自粛	検査予定等		
疑似患畜確定、県対策本部、防疫措置開始		21:00 (12)																
		22:00 (13) 23:00 (14)																
	2日目	0:00 (15) 1:00 (16) 2:00 (17) 3:00 (18) 4:00 (19) 5:00 (20) 6:00 (21) 7:00 (22) 8:00 (23) 9:00 (24)	制限	通行遮断		搬送・焼却			防疫作業	随時補充	動員者の交代時に健診	準備が整い次第稼働	移動・作業従事	水・消毒薬随時補充	制限	検査・確認・指示		
殺処分完了(24時間以内)	∫	∫ 21:00				埋却に係る一連の作												確認・指導
発生農場の防疫措置完了 焼却完了(72時間以内)	4日目	∫ 17:00 21:00																
	∫	∫																
移動制限解除	26日目	0:00																

※28,000羽採卵鶏農場、開放・10棟、2段ケージ、死体は焼却処分、汚染物品は埋却する場合を想定

※疑似患畜確定直後から、殺処分を24時間体制で実施。発生農場の動員者300名。

※通報から疑似患畜確定までに要する時間は、12時間で設定（H22～23の他県発生事例を参考）

VI 対策本部

対策本部において開催する会議は、必要に応じてテレビ会議やウェブ会議のシステムを活用して、市町村、関係機関とも情報共有を図る。

1 庁内連絡会議

国内で家きんにおいて本病の発生が認められた場合には、必要に応じて情報共有、体制確認のために庁内連絡会議を開催する。参集範囲は鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部の構成メンバーのうち本部長が必要と認めた者とする。

2 鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部

(1) 鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置、運営

鳥取県内で高病原性鳥インフルエンザあるいは低病原性鳥インフルエンザの防疫対応が必要である場合、鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置する。

ア 構成

県対策本部の組織は知事を本部長とし、各部局の長で構成する。

本部内組織として、農林水産部長を長とする事務局を置き、対策本部の運営を行う。また本部構成課は事務局を補佐し、対策本部会議方針に沿った防疫対応等の具体的な検討及び調整を行う。

イ 設置場所

県対策本部は、災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）に設置する。

ウ 設置基準

県対策本部の設置基準は、次のいずれかの場合とする。

- (ア) 県内で飼養される家きんにおいて、県又は獣医師等が行う簡易検査又は遺伝子検査等により、本病が陽性であると疑われるとき。
- (イ) 隣接県において、家きんで本病の発生が確認され、あるいはその疑いがあり、県内に制限区域が及んだとき。
- (ウ) 県内で飼養される家きんを除く野鳥又は飼養鳥（愛がん鳥も含む）において、高病原性鳥インフルエンザの感染が強く疑われるとき又は感染が確認されたときは、鳥インフルエンザ防疫対策連絡会議を開催（生活環境部担当課）し、必要に応じて県対策本部を設置する。
- (エ) その他知事が必要と認めたとき。

エ 解散等の基準

県対策本部の解散等の基準は、次のいずれかの場合とする。

- (ア) 家きんの場合に、国等の確定検査等で本病でないと判定されたとき。
- (イ) 本県における移動制限及び搬出制限を解除したとき。
- (ウ) 隣接県による移動制限及び搬出制限が解除されたとき。

オ 役割

県対策本部の役割は、次のとおりとする。

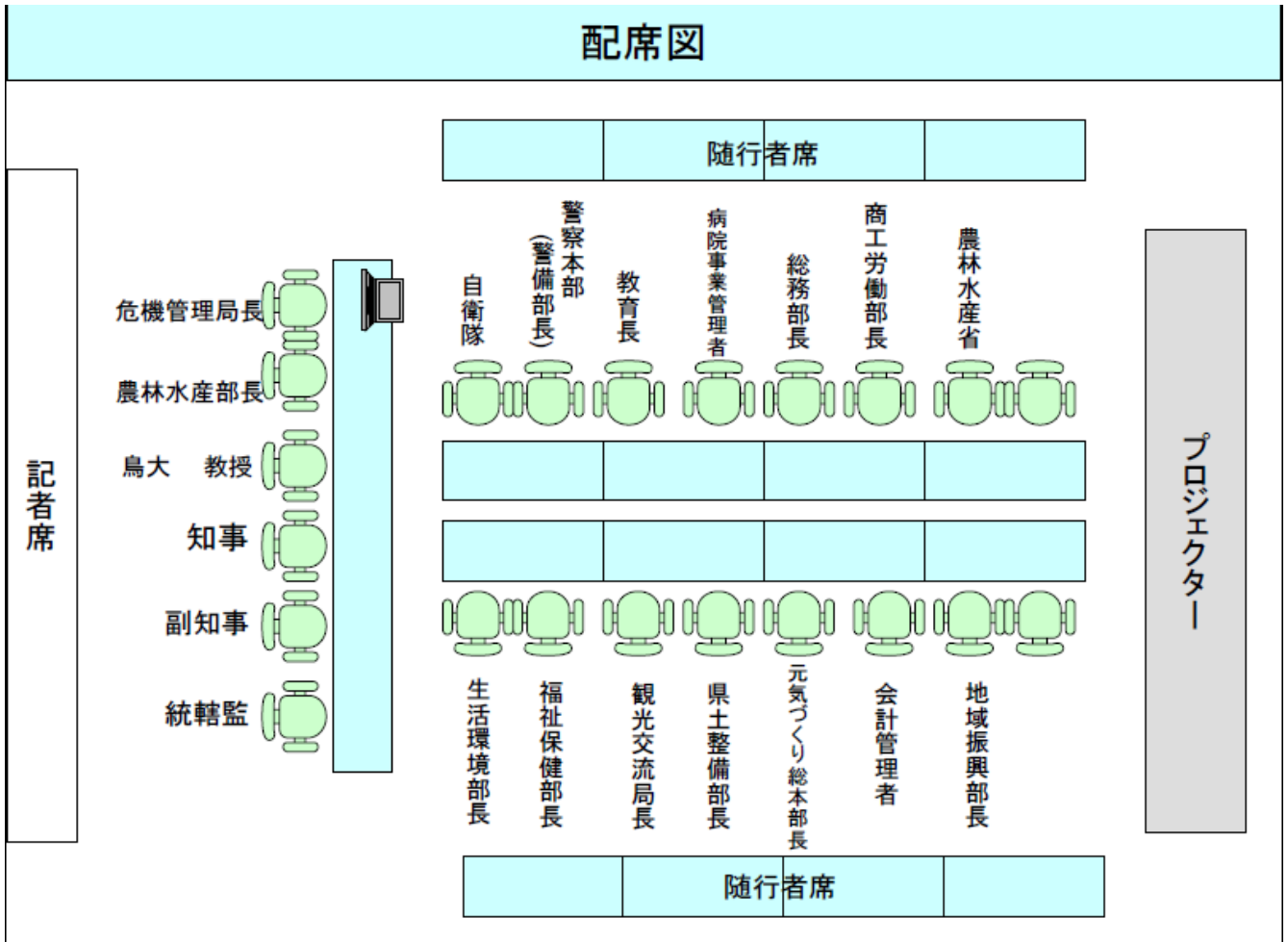
- (ア) 本マニュアルに基づき、防疫計画、対応方針等の意思決定及び総合調整を行う。
- (イ) 本部構成課は本マニュアルに定める事務を掌握する。
- (ウ) 必要に応じて、市町村等に対して、市町村現地対策本部の設置を要請する。

カ 県対策本部会議

本部長は、必要に応じて県対策本部会議を開催する。

- (ア) 構成
 県対策本部会議の構成は、対策本部の構成員及び本部長が必要と認めた者とする。
- (イ) 配席図
 図3のとおりとする。

図3 県対策本部会議配席図（例）



- キ その他
 県対策本部の設置、運営に関して、その他必要な事項は県対策本部会議において決定する。

(2) 県対策本部の構成と役割

ア 対策本部事務局

班 名	担当課・構成員	主な役割 (各課の業務の詳細は、各課が別に定める)
事務局長	農林水産部長	○対策本部事務局の総括
副事務局長	危機管理局副局長、農業振興戦略監	○事務局長の補佐
総務班	班長：危機対策・情報課長	○総務班の総括
	危機管理局	○対策本部の立ち上げ ○対策本部事務局の運営 ○関係部局等との調整 ○災害派遣 ○県対策本部会議の開催 ○災害対策本部室の各種機器等の操作
	畜産課(課長補佐、管理担当)	○対策本部事務局の運営 ○県対策本部会議の開催 ○防疫作業経費にかかる調整
情報処理班	班長：とっとり農業戦略課長	○情報班の総括
	とっとり農業戦略課	○発生情報のとりまとめ・記録保存
	畜産課(肉用牛担当)	○現地対策本部からの情報収集に係る調整
防疫班	班長：畜産課長	○運用班の総括
	畜産課(衛生環境担当)	○防疫方針の策定 ○農林水産省、他県、関係機関との連絡調整 ○農林水産省から派遣される専門家、疫学情報班の対応 ○防疫措置の企画指導 ○法に基づく事務処理手続き(告示等)
	畜産課(酪農・経済担当)	○焼埋却、消毒等防疫資機材の調達及び配付 (トラック協会、レンタル協会、バス業者等との調整、県備蓄品の輸送、動員者の輸送)
	とっとり農業戦略課	○家畜、畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整
	人事企画課	○防疫作業員(県職員)の動員調整
	農林水産総務課	○防疫要員(防疫員、畜産職員)の動員調整 ○県外動員者(他県、国等)の受入れに関する事 と
広報班	班長：広報課長	○広報班の総括
	広報課	○記者会見の運営に関する事 と ○庁内放送に関する事 と ○取材対応に関する事 と ○報道提供資料の配付に関する事 と
	畜産課(肉用牛担当)	○放送・報道機関への要請に関する事 と ○報道機関に提供する報道提供資料に関する事 と ○マスコミからの電話照会(発生農場及び防疫作 業等)に関する事 と

	危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ○放送・報道機関への要請に関する事 ○報道機関に提供する報道提供資料に関する事 ○マスコミからの電話照会(県対策本部等)に関する事
--	-------	---

イ 本部構成課

部局	担当課	事務分担 (各課の業務の詳細は、各課が別に定める)
元気づくり 総本部	広報課	<ul style="list-style-type: none"> ○資料提供、記者会見等に関する事 ○報道機関による広報に関する事 ○とりネットにおける特設ページの設置に関する事
	県民課	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の一元化及び案内に関する事 <li style="padding-left: 20px;">相談の受付、担当課・各地域振興局への案内 ○県民からの意見等(県民の声)に関する事
総務部	人事企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁及び総合事務所等職員(発生地以外)の派遣に関する事 ○動員者の福利厚生に関する事
地域振興部	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○空港(米子)における感染防止対策に関する事
	教育・学術振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○家さん等を飼養する私立学校への周知に関する事
観光交流局	交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国に係る本県の発生予防に関する事 <li style="padding-left: 20px;">・パスポート窓口における注意喚起のためのチラシの配布、ポスター掲示
	観光戦略課	<ul style="list-style-type: none"> ○観光対策に関する事 <li style="padding-left: 20px;">・観光施設等における防疫対策等の注意喚起に関する事 <li style="padding-left: 20px;">・県内の観光業への風評被害対策に関する事
福祉保健部	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> ○家さん等を飼養する福祉施設への周知に関する事
	健康医療局健康政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫従事者等の健康管理及び感染防止に関する事 ○心と身体の相談窓口の設置 <li style="padding-left: 20px;">・発生農家、防疫従事者等の心身の健康に係る相談への対応 <li style="padding-left: 20px;">・人への感染に関する正しい知識の普及
商工労働部	企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○食肉関連事業者等に対する融資支援等に関する事 <li style="padding-left: 20px;">・影響を受けた食肉関連事業者の融資等の相談への対応
	市場開拓局食のみやこ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○風評被害等の影響による鶏肉・鶏卵の消費低迷対策(地元食料利用促進)に関する事 <li style="padding-left: 20px;">・県民への安全性の周知(テレビ、ラジオ、新聞等への活用) <li style="padding-left: 20px;">・消費拡大イベントの実施 <li style="padding-left: 20px;">・小売店(量販店、県食肉事業協同組合等)へのチラシの掲示等による消費者への啓発
生活環境部	環境立県推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関及び部内の総合調整に関する事 ○生活環境行政に係る総合対策の計画調整に関する事
	緑豊かな自然課	<ul style="list-style-type: none"> ○野鳥における鳥インフルエンザサーベイランスに関する事 ○鳥インフルエンザに感染した野鳥の対応に関する事 ○鳥取県東部の野鳥に関する事 ○国立・国定公園の特別地域内及び普通地域内への埋却に関する事

	循環型社会推進課	○廃棄物の適正処理指導に関すること ○廃棄物処理施設の技術指導に関すること
	くらしの安心局水環境保全課	○汚染物品を埋却する場合又は移動式焼却炉を使用する場合の対象地点周辺における水質影響調査の実施・評価・公表に関すること
	くらしの安心局くらしの安心推進課	○内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の政府機関が提供する情報の収集及び関係機関への情報提供 ○専門相談窓口の設置（食の安全に関する正しい知識の普及）に関すること ○動物園等の飼育鳥等の飼育者に対する指導及び情報提供に関すること ・動物取扱業者への情報提供及び調査に関すること ・鳥インフルエンザに感染した飼育鳥の対応に関すること ○化製場に係る情報収集及び情報提供 ○鶏糞肥料業者に係る情報収集、情報提供 ○鳥取県東部の肥料（鶏糞）販売業の調査・指導に関すること
県土整備部	道路企画課	○消毒ポイントの設置及び運営に関すること ○通行規制及び鳥取県道路情報センターを通して県民等への情報発信に関すること
	技術企画課	○移動式焼却炉の設置等の支援に関すること ○埋却に係る土木工事等の支援に関すること
	空港港湾課	○空港（鳥取）及び港における感染防止対策に関すること
教育委員会事務局	教育総務課 体育保健課	○家きん等を飼養する教育機関への周知に関すること ○通学路の交通規制等の周知に関すること
県警本部	県警本部	○発生農場周辺で行う通行遮断（発生から72時間以内）への協力 ○発生農場周辺のパトロール ○消毒ポイント設置運営に関する交通安全上の指導 ○道路使用許可に関する申請窓口としての対応業務
農林水産部	農林水産総務課	○農林水産部の総合調整に関すること ○予算の編成及び所要経費、手当金等の執行に関すること
	農地・水保全課	○埋却に係る土木工事等に関すること ○移動式焼却炉の設置工事等に関すること
	経営支援課	○風評被害その他二次的被害の拡大防止に関すること ・相談、問合せ窓口の周知 ・関係機関（県、市町村、民間）への各種情報提供 ・風評被害等の状況把握、拡大防止策の取組 [経営支援] ○被害農家への経営支援に関すること ・発生レベルに応じた農家への支援、フォローの実施（相談窓口）経営支援課、畜産課、各農林局 ○被害農家への金融支援に関すること ・既存制度資金の活用、新規支援策の検討（国の支援策、畜産関係資金と連携） ・金融機関、関係機関への協力要請（相談窓口）経営支援課、畜産課、各農林局、金融機関

3 鳥インフルエンザ現地対策本部

(1) 設置基準

本病が確認された地点を管轄する総合事務所等又は制限区域が及んだ総合事務所等において、総合事務所長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

その他、総合事務所長等が必要と認めた場合に現地対策本部を設置するものとする。

(2) 構成

現地対策本部に設置する各対策チームの構成例を以下に示す

現地対策本部の構成例（設置例）

チーム名	担当部局		主な役割 (各班の業務の詳細は、各総合事務所が別に定める)
現地総合対策チーム	チーム長 (地域振興局長)		☆現地総合対策チームの統括
	総務情報班	地域振興局	○県対策本部、現地防疫チーム、管内市町村、自衛隊、他の総合事務所及び関係団体等との連絡調整に関すること ○人員・資材の確保に関すること ○文書管理、経理及び出納事務に関すること ○一般相談窓口に関すること
	現地農場班	農林局	○現地防疫チームへの人員派遣に関すること ○移動制限による損失補償事務に関すること ○経営支援に関すること ○焼却・埋却に係る土木工事に関すること ○専門相談窓口（営農）に関すること
	消毒ポイント班	県土整備局	○消毒ポイント設置に係る道路占有許可等に関すること ○消毒ポイント運営に関すること ○防疫物資の輸送の支援に関すること ○焼却・埋却に係る土木工事の支援に関すること
	物品調達班	県税局	○被害農家の免税措置に関すること ○防疫資材等の調達に関すること
現地生活環境対策チーム	チーム長 (生活環境局長)		☆現地生活環境対策チームの統括
	野鳥等監視班	生活環境局	○汚染物品を埋却する場合又は移動式焼却炉を使用する場合の対象地点周辺における水質影響調査の実施・評価に関すること ○化製場の衛生管理指導及び情報提供に関すること ○野鳥に関すること ○動物園等の飼育鳥に関すること ○畜産物の安全性に関すること ○食鳥処理場等の衛生管理に関すること ○肥料（鶏糞）販売業の調査・指導に関すること ○専門相談窓口（食品の安全等に関すること）

		教育局	○学校飼育動物に関すること ○学校における鳥インフルエンザに関する知識の普及に関すること
現地健康 対策チー ム	チーム長 (福祉保健局長)		☆現地健康対策チームの統括
	健康生 活班	福祉保 健局	○防疫従事者等の健康管理に関すること ○地域住民の健康確認に関すること ○専門相談窓口（心と体のケア）に関すること

チーム名	班名	構成員	主な役割 (各班の業務の詳細は、家畜保健衛生所が別に定める)	
現地防疫 チーム	チーム長	家畜保健衛生所長	☆現地防疫チームの統括	
	副チーム長 (兼総務防 疫企画班長)	家畜保健衛生所 次長又は畜産課 課長補佐	○各班の総括、県対策本部事務局（防疫班）、現地総合対 策チーム、関係市町村及び団体との連絡調整に関するこ と ○防疫措置に関する調整に関すること ○住民説明会に関する調整	
	総務防疫企 画班	防疫担当補佐又 は係長 現地総合対策チ ームからの派遣 職員	○防疫計画の作成 ○現地防疫チームに関する文書管理 ○各種の文書・指示書等の作成 ○備品の保管・借出し管理、消耗品等の出納事務 ○防疫員、雇用した獣医師その他の勤務台帳の管理 ○防疫作業に係る映像、記録保存	
	発生地班	総 括		○発生農場に常駐し、防疫措置が完了するまでを指揮 ○現地防疫基地の設置・運営に関する指揮
		防疫対 応係	準備調査担 当	○発生農場において防疫計画の作成に必要な情報を収集す る。
			と殺担当	○発生農場家きんのと殺、梱包及び保管
			汚染物品処 理担当	○農場内の汚染物品の運搬、梱包
			消毒担当	○発生農場の消毒 ○と殺家きんの消毒 ○と殺家きん、汚染物品等の移動に係る消毒
			埋却・焼却 担当	○と殺家きん、汚染物品の焼却・埋却 ○焼却・埋却場所への運搬
			動員者集合 場所担当	○動員者集合場所の管理・運営 ○動員者の誘導
		記録係	○発症家きんの畜舎内等における位置及び羽数等の記録 ○発症家きんの写真撮影並びに防疫作業の写真撮影等	
		原因究明係	○感染経路の調査に必要な情報の収集 ○国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を実施	
	経済評価班	発生地担当	○発生農場の家きん等の評価、関連経費調査 ○評価に係る記録、集計、写真撮影	

	制限区域担当	○移動制限等に伴う鶏卵、ブロイラー等の売上減少額や経費の増加額の評価
疫学調査・検診班	疫学調査担当	○疫学関連家きん及び当該家きんを飼育している農場等の調査及び防疫上の指導
	検診担当	○発生状況確認検査及び清浄性確認検査のための採材、搬送及び防疫上の指導
	病性鑑定担当	○発生農場等から採材した検体等の病性鑑定
移動規制班	消毒ポイント担当	○移動制限区域内の移出入規制 ○消毒ポイントでの消毒業務の指導 ○消毒確認済証等の発行
	制限確認担当	○移動制限等の対象外となる農場、施設等の確認及び指示 ○移動制限除外証明書の発行

4 市町村対策本部

(1) 設置基準

- ア 管内の農場で本病が確認された場合又は制限区域が及んだ場合。
- イ 県対策本部から市町村現地対策本部の設置の要請があったとき。
- ウ その他市町村長が必要と認めたとき。

(2) 構成

現地対策本部に設置する構成の例（設置例）を以下に示す。

対策本部	課等	構成員	主な役割
市町村現地対策本部 (市町村役場)	本部長	市町村長	☆市町村対策本部の統括、方針決定
	副本部長	副市町村長	☆本部長の補佐
	総務班	総務担当課	○県現地対策本部との連絡調整 ○防疫従事者の動員者集合場所（健康調査場所）、駐車場等の確保 ○集合場所から農場への動員者輸送手段の手配 ○庁内各課からの動員等の総合調整等 ○交通規制・健康などに関する地域住民への情報提供 ○住民からの問い合わせについての窓口紹介 ○住民への防疫対策の理解・協力について広報
	発生地支援班	産業（農林）担当課 廃棄物担当課、建設 土木担当課など	○県の現地防疫チームと連携した農場の隔離、と殺、消毒、埋却等防疫活動への支援 ○発生地の周辺に設置する防疫基地の設置に関する調整 ○焼却又は埋却に係る調整 ○焼却又は埋却に係る地域住民との説明会に係る調整

移動制限支援班	建設土木担当課など	<ul style="list-style-type: none"> ○通行規制に係る地区住民への説明会に係る調整 ○発生農場周辺の通行規制（市町村道）及び協力 ○県の現地総合対策チームと連携した消毒ポイント設置、運営への人的支援 ○消毒ポイント設置に係る地区住民への説明 ○消毒ポイントでの水の確保支援
検査支援班	産業（農林）担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○現地防疫チームが行う農場等の検査等への協力 ○愛玩鳥（家きん及び家きん以外の鳥類）飼養状況調査等 ○愛玩鳥飼養者への飼養衛生管理上の注意喚起 ○愛玩鳥飼養者への防疫活動の周知（異常の有無確認、移動禁止又は自粛要請）
健康支援班（鳥取市）	鳥取市保健所健康支援課	<p>（鳥取県東部の養鶏農場で発生した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防疫従事者等の健康管理に関すること ○地域住民の健康確認に関すること ○専門相談窓口（心と体のケア）に関すること
健康支援班（鳥取市以外の市町村）	保健担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○現地総合対策チームとの連携による防疫従事者の健康管理支援 ○発生農場周辺住民の健康確認に関する支援 ○健康相談窓口の設置（心と体のケア）
生活環境班（鳥取市）	鳥取市保健所生活安全課 環境循環推進課	<p>（鳥取県東部の養鶏農場で発生した場合あるいは鳥取県東部が制限区域にかかった場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚染物品を埋却する場合又は移動式焼却炉を使用する場合の対象地点周辺における水質影響調査の実施・評価に関すること ○化製場の衛生管理指導及び情報提供に関すること ○動物園等の飼育鳥に関すること ○畜産物の安全性に関すること ○食鳥処理場等の衛生管理に関すること ○専門相談窓口（食品の安全等に関すること）

VII 防疫措置

1 野鳥等（その他死体、糞便等を含む）で本病ウイルスの感染が疑われる場合

(1) 簡易検査、遺伝子検査等によりA型インフルエンザウイルス陽性の場合

病原性の確認ができるまでの間は、高病原性鳥インフルエンザの場合に準じて以下のとおり対応する。

ア 生活環境局等は、感染が確認された野鳥等の発見場所の消毒を行う。

イ 発見場所を中心とした半径10km以内の区域（環境省が指定する野鳥監視重点区域）の野鳥の監視を強化する。

ウ 家畜保健衛生所は、発見場所を中心とした半径3km以内の区域内にある家きん100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）を飼養する農場（以下「家きん飼養農場」という。）の異常の有無の確認及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び必要な防疫措置を行う。

[調査内容]

- 死亡率の増加
- 産卵率の低下
- 飼養衛生管理基準の遵守状況

エ 畜産課は、各畜保健衛生所に対して、県内全家きん飼養農場への情報提供及び異常の有無の確認を指示する。

(2) 病原性の決定後の対応

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合（指針及び野鳥マニュアルに基づき対応）

(ア) 野鳥監視重点区域を継続し、死亡野鳥等の調査の範囲・対象を拡大する。

(イ) 発見場所の消毒を行う。

当該野鳥を回収後、高病原性鳥インフルエンザと判明するまでに長期間を要した場合は、通行制限等の対応について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上決定する。

(ウ) 県内の全家きん飼養農場、畜産関係団体等に対して情報提供するとともに、家きん飼養農場の指導の強化及びその他必要な防疫措置を継続する。

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合、または本病以外の鳥インフルエンザの場合

(ア) 家きん飼養農場、畜産関係団体等に情報提供するとともに、家きん飼養農場に対しては、引き続き、異常時の通報の徹底、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。

2 家きん飼養農場で異常家きんが確認された場合

(1) 異常家きんの通報と立入検査

獣医師又は家きんの所有者等から、異常家きんの発生通報を受けた家畜保健衛生所は、以下の対応をとる。

ア 指針様式3への記録

イ 農場等への指導

[農場等への指導事項]

- 農場内の全ての家きんの移動自粛
- 農場出入口を一ヶ所に定め、外来者、車両等の出入りを厳しく制限
- 家きん卵、種卵、家きんの排せつ物、堆肥（敷料）、飼料、管理用具等ウイルスを拡散させるおそれのある物品（以下「汚染物品」という。）の移動自粛
- 家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切に消毒を実施
- 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は他の家きんと接触させないこと
- 農場の応急的な消毒
- 家畜防疫員が現地で行う調査事項の整理（家きん、家きん卵、飼料、家きん排せつ物等の入出荷、移動状況）

ウ 直ちに家畜防疫員を異常家きんの発生農場（以下「疑い農場」という。）へ急行させる

エ 畜産課へ報告

オ 動物衛生課への報告（畜産課）

通報の内容が指針第4の1（1）の①から③のいずれかの場合には、畜産課は、指針様式3を動物衛生課に報告する。

指針第4の1（1）

- ① 家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合。
- ③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原

性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合

ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は除く。）又はまとまっただくまっている場合

(3) 家畜防疫員による検査等

(4) ア 家畜防疫員は疑い農場において、死亡羽数の推移等の聞き取り、臨床検査及び簡易検査を実施する。

イ 簡易検査が終了後、家畜防疫員は死亡羽数の推移及び簡易検査の結果を畜産課に連絡する。

(3) 緊急連絡及び情報提供

ア 家畜防疫員の検査の結果、指針第4の2の(3)の①から③のいずれかの場合には、畜産課は死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果等を添えて、指針様式4-1により動物衛生課に報告する。

指針第4の2の(3)

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが、明らかな場合は、この限りではない。

② 簡易検査により、A型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

イ 畜産課は、県内でアの異常家きんが発生したことを、Vの1緊急連絡体制（図1）に基づき、連絡する。

(4) 県対策本部等の設置

ア (3)のアにより、異常家きんを確認した場合は、VIの1の(1)のウにより、県対策本部の設置を行い、県対策本部会議の準備を行う。

イ 県対策本部の設置に合わせて、異常家きんが確認された農場を管轄する総合事務所等及び制限区域が及ぶ地域を管轄する総合事務所等において、現地対策本部を設置するとともに、現地連絡調整会議の準備を行う。

(5) 緊急防疫措置

ア (2)のイの報告をした場合は、以下の対策を講ずる。

(ア) 管轄家畜保健衛生所は、検体を採材し、倉吉家畜保健衛生所病性鑑定室へ採材材料を搬送する。

(イ) 県対策本部事務局（防疫班）は動物衛生課と協議の上、法第32条第1項の規定に基づき、疑い農場の移動を制限する。

(ウ) 管轄家畜保健衛生所は、当該農場への立入制限と緊急消毒を実施する。

(エ) 管轄家畜保健衛生所は、当該農場での過去21日間における情報について調査を実施し、指針様式4-2を作成する。

[調査事項] (指針第4の3の(2))

- ① 家きんの移出入
- ② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
 - ア 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及び鶏を集荷用のカゴ等に入れる従業員等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 種卵の出荷先
- ⑤ 検査のスケジュール

(オ) 陽性判定時に備えた現地対策本部に対する指示

- [措置事項] (指針第4の4)
- ① 当該農場における家きん舎等の配置の把握
 - ② 周辺農場(疑い農場から半径10kmの制限予定区域内の農場)における家きんの飼養状況の整理
 - ③ 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保(国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む)
 - ④ 患畜等の死体の埋却地又は処理施設等の確保(移動式焼却炉を含む)
 - ⑤ 消毒ポイントの設置場所の検討
 - ⑥ 市町村、関係団体への連絡

(カ) 家畜保健衛生所に対する初動防疫計画の作成指示

イ 動物衛生課への報告

県対策本部事務局(防疫班)は、(5)のアの(エ)により調査した結果(指針様式4-2)を、(5)のアの(オ)により措置した内容とあわせ、動物衛生課に報告する。

ウ 制限予定区域内農場等への要請

現地対策本部(家畜保健衛生所)は、制限予定区域内の家きん飼養農場に対して、異常の有無の確認、本病の病原体を広げるおそれのある物品の移動等自粛の要請、今後の家きん検査について説明を行う。

(6) 食鳥処理場から届出等を受けた時の対応

食鳥処理場から本病を疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては(2)に準じた措置を、出荷農場においては(5)に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが県外の農場から出荷された家きんであったことが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。また、他の都道府県から異常家きんの出荷農場が本県内にあった旨の連絡を受けた場合は、直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、(5)に準じた措置を講じる。

3 初動防疫措置の準備

(1) 県機関の対応

ア 県対策本部会議

当該異常家きんに関する概要、初動防疫計画、今後のスケジュール、各部局の役割分担、防疫業務の動員への協力について現地対策本部と情報の共有を図り、初動防疫に関する計画を確認する。

イ 現地連絡調整会議

当該異常家きんが確認され、あるいは制限区域が及んだ地域を管轄する総合事務所等は、総合事務所等、家畜保健衛生所、管内市町村、関係団体等で構成する現地連絡調整会議を開催し、当該家きんに関する概要、防疫措置計画案の調整、防疫措置への協力について情報の共有を図り、初動防疫措置に関する計画案を策定する。

(2) 市町村の対応

疑い農場あるいは制限区域を管轄する市町村は、家畜保健衛生所又は総合事務所等からの連

絡を受け、本病の発生を想定して直ちにⅣの2の県内発生段階の防疫対応の準備活動を行う。

(3) 関係団体等の対応

関係団体は、現地対策本部からの協力要請に基づき、Ⅳの3の県内発生段階の防疫対応の準備活動を行う。

(4) 動員者の確保

ア 家畜防疫員の確保

(ア) 県内の家畜防疫員の確保

現地対策本部は、必要な家畜防疫員の人数、業務分担を決定し県対策本部に連絡する。

県対策本部事務局（防疫班）は、必要な人数の家畜防疫員を確保するため、各部局に対して動員要請を行う。

(イ) 県外の家畜防疫員の派遣要請

当該異常家畜が確認された農場の規模が大きい場合等、本県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合、県対策本部事務局（防疫班）は動物衛生課に対して、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼し、該当都道府県へ法第48条の2に基づく家畜防疫員の派遣の要請を行う。

イ 一般動員者の確保

(ア) 現地における一般動員者の確保は、現地対策本部が必要人数を決定の上、県対策本部に動員を要請する。

県対策本部は、事前に作成した動員候補者名簿に従って、動員者の割当てを行い、各部局に対して、職員の派遣を要請する。

(イ) 必要に応じて、市町村及び関係団体等に対して一般動員者の派遣要請を行う。

(ウ) 動員者は、動員候補者の居住地、作業内容により、年齢、性別、健康状態、職歴等に留意して決定する。また、日常、家畜を飼養している者は、直接防疫作業に当たらないこととする。

(エ) 県対策本部事務局（防疫班）及び現地対策本部は、一般動員者等の輸送のために必要なバス等の手配について、鳥取県バス協会等に要請する。

ウ 自衛隊への派遣要請

想定を超える大規模な発生により、一般動員者による対応では十分な防疫措置が講じられず、防疫措置の大幅な遅延が見込まれる場合、県対策本部事務局（防疫班）が事前に動物衛生課と協議の上、県対策本部事務局（総務班）は、自衛隊災害担当窓口に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項（災害派遣）に基づく、派遣手続きを行う。

(5) 必要資機材の準備

ア 備蓄資機材の輸送

(ア) 県対策本部事務局（防疫班）は、備蓄資機材の輸送等について、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「トラック協会」という。）と協議し、業者の手配を依頼する。

(イ) 現地対策本部は作成した防疫資機材の配置計画に従い、トラック協会が手配した業者に輸送の準備を依頼するものとする。

(ウ) 防疫措置の実施のために、特に必要があるときは、病性の判定前までにトラック協会への輸送を依頼することとする。なお、その場合、県対策本部事務局（防疫班）が事前に動物衛生課と協議し、防疫措置の準備に着手する旨の了解を得ておくこととする。

イ 資機材の緊急購入

(ア) 現地対策本部は、備蓄資機材以外の資機材が必要な場合は、各販売業者に発注を行い、必要な資機材の確保に努める。

(イ) 県対策本部事務局（防疫班）は、現地対策本部では確保できない機材の確保について、一般社団法人日本建設機械レンタル協会中国支部山陰部会（以下「レンタル協会」という。）

に対して調達調整を要請する。

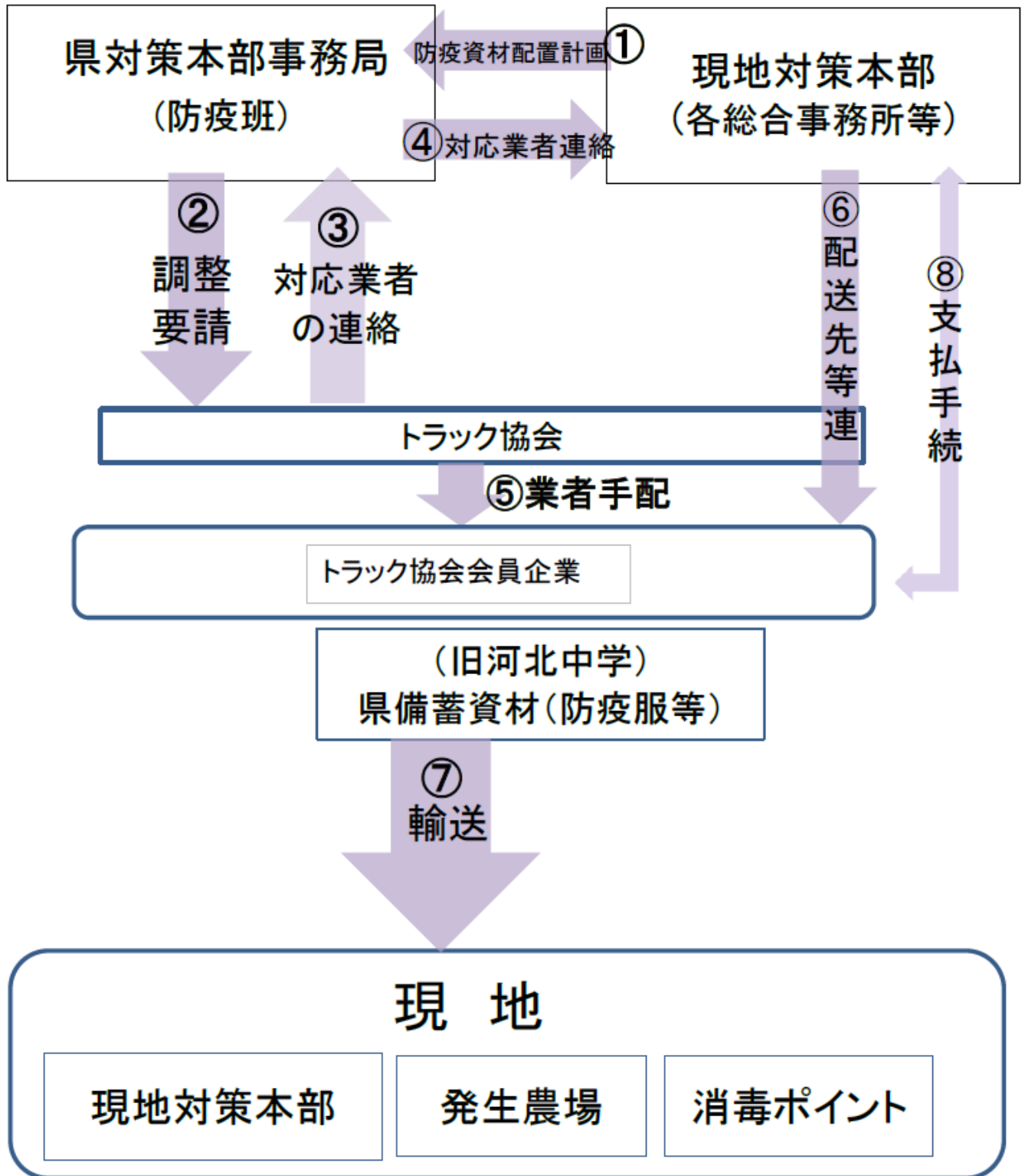
- (ウ) 防疫措置の実施のために、特に必要があるときは、病性の判定前までに資機材の緊急購入を行うことができることとする。

現地対策本部は、作成した防疫機材の配置計画に従いレンタル協会に発注するものとする。

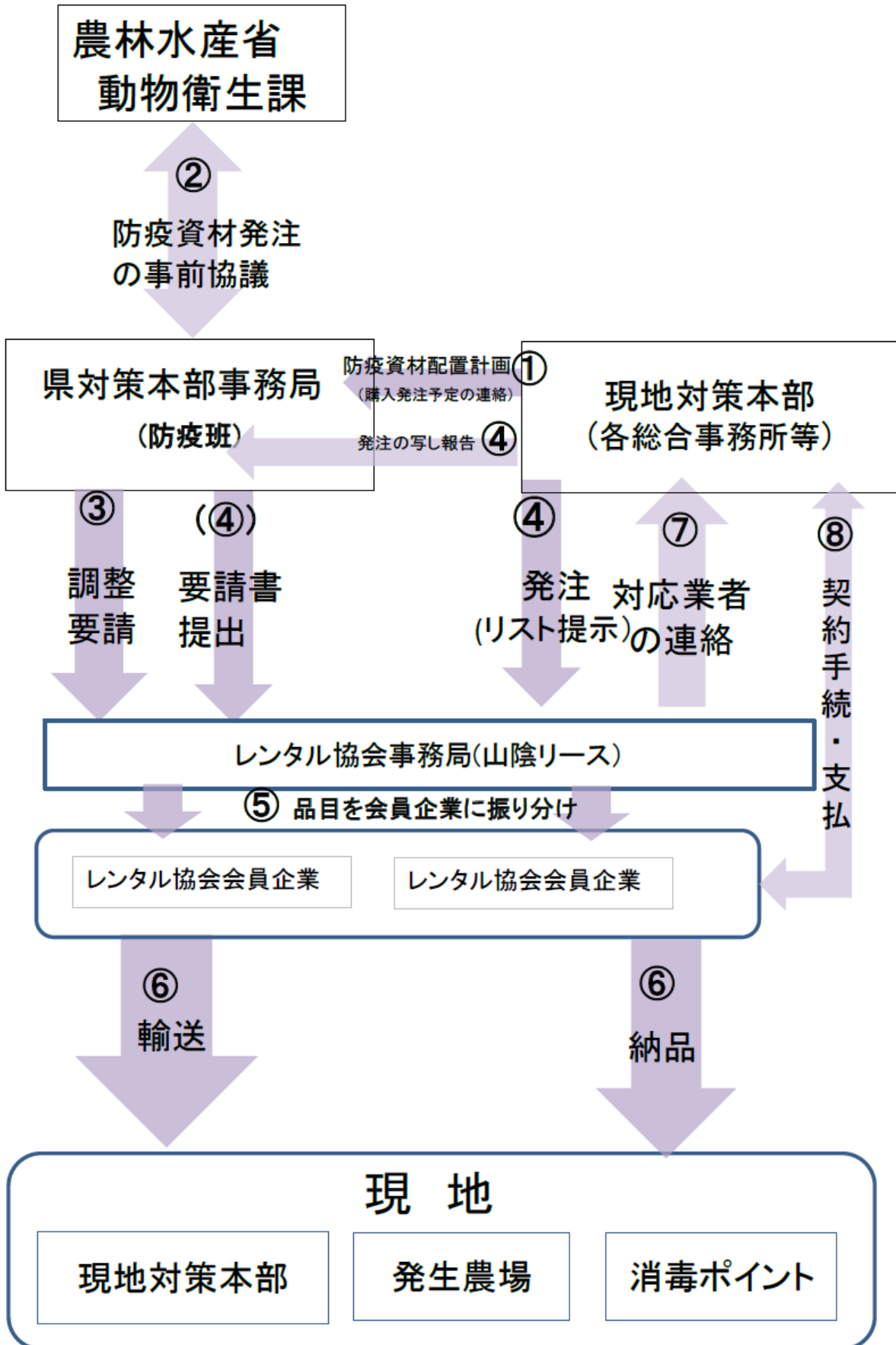
- (エ) 異常家きんが確認された場合、病性判定前に、動員の準備及び防疫資機材の準備を行う。ただし、病性判定前までに緊急発注等を行う場合は、必要に応じて事前に動物衛生課に協議を行う。

- (オ) 緊急購入を行う場合は、県対策本部事務局（総務班）は速やかに会計部局へ情報提供を行い、決裁権者の承認の上、通常の商品購入の手続きによらない方法により発注することができることとする。

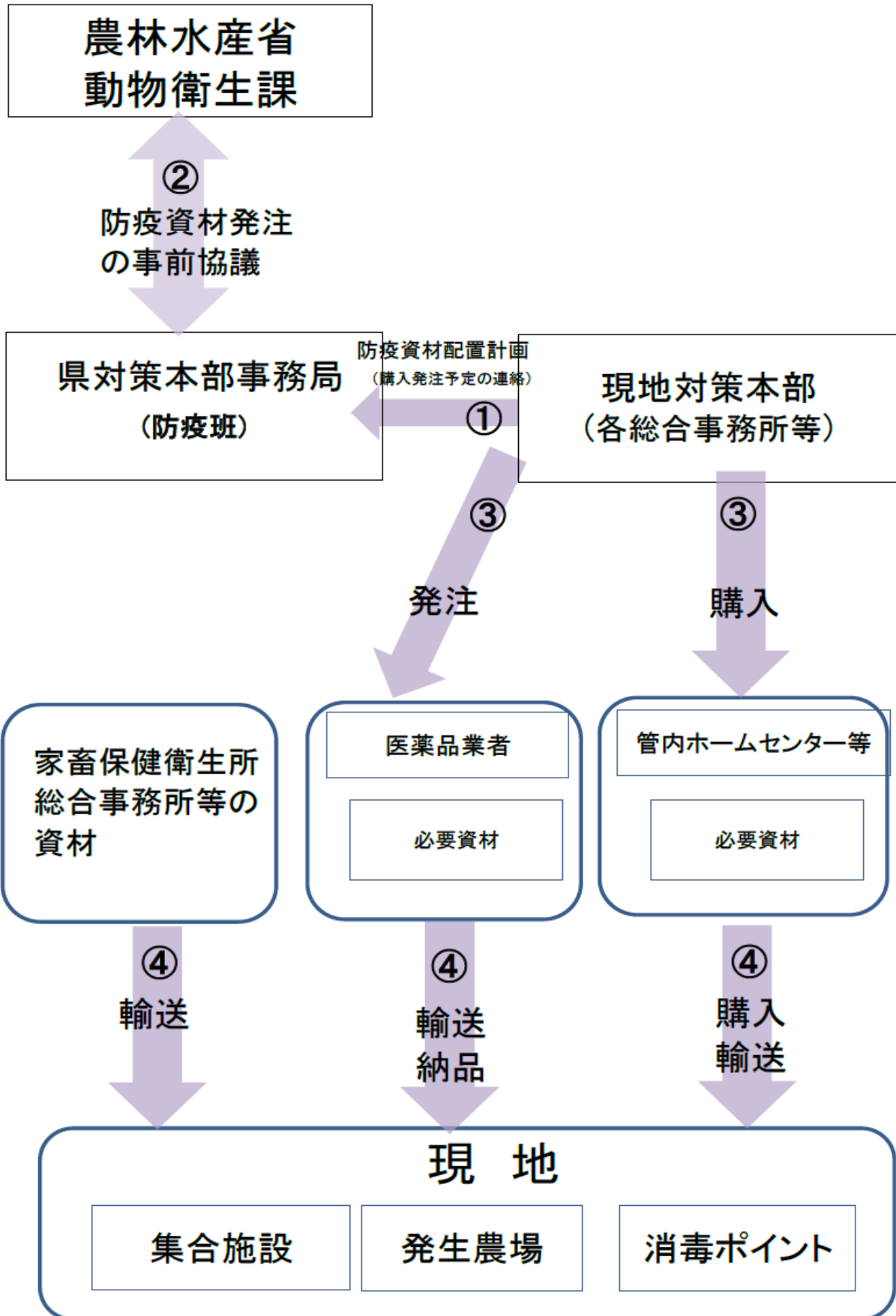
備蓄資材の準備フロー



レンタル資材の準備フロー



必要資材の準備フロー



4 病性等の判定（指針第5）

（1）疑似患畜等の判定

疑似患畜等の判定は、県が行う検査をもとに動物衛生課が行い、判定後直ちに県対策本部事務局（防疫班）は連絡を受ける。

（2）病性等判定までの対応

高病原性あるいは低病原性かの病性が判定されるまでの間、高病原性鳥インフルエンザを想定した防疫対応を実施、継続する。

（3）病性等判定時の措置

ア 関係者への連絡

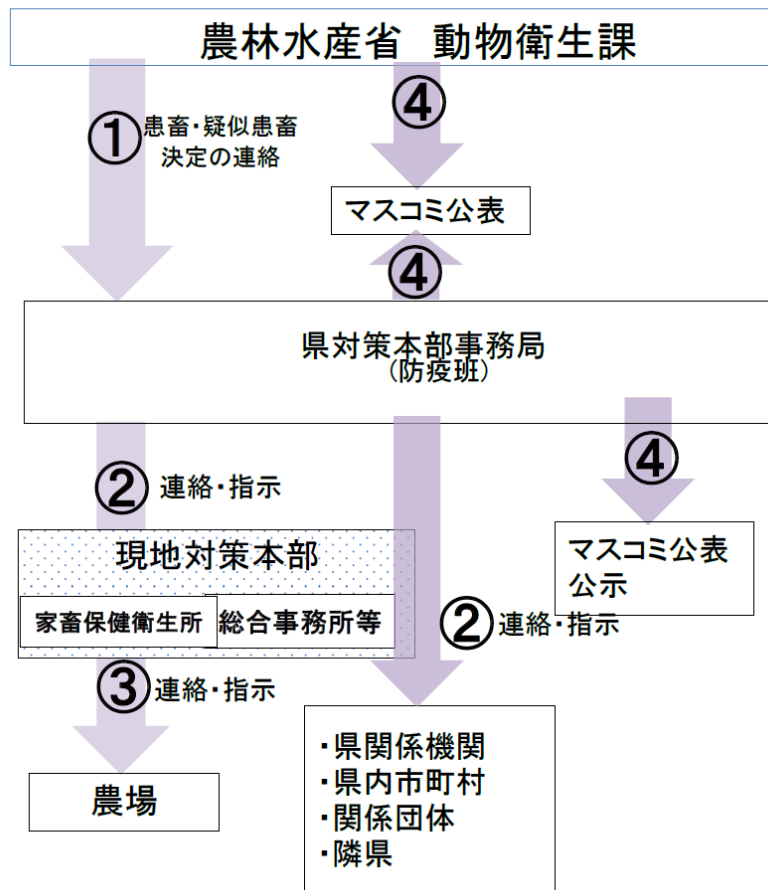
（ア）陽性の場合

当該異常家きんが患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）であると判定する旨の連絡を動物衛生課から受けた場合は、県対策本部は、現地対策本部、その他の県関係機関、県内市町村、関係団体、隣県に連絡する。現地対策本部（管轄家畜保健衛生所）は、当該農場に連絡するとともに、当該農場から半径3キロメートル以内の農場に対して、当該農場の住所についても情報提供することの同意を得る。同意が得られた場合は、半径3キロメートル以内の農場に対しては、当該農場の住所についても情報提供する。

（イ）陰性の場合

当該異常家きんが患畜等でないと判定する旨の連絡を動物衛生課から受けた場合は、県対策本部事務局（防疫班）は現地対策本部に連絡し、管轄家畜保健衛生所は速やかに疑い農場に対してその旨を連絡する。

病性決定時の連絡体制フロー



イ 国との連携

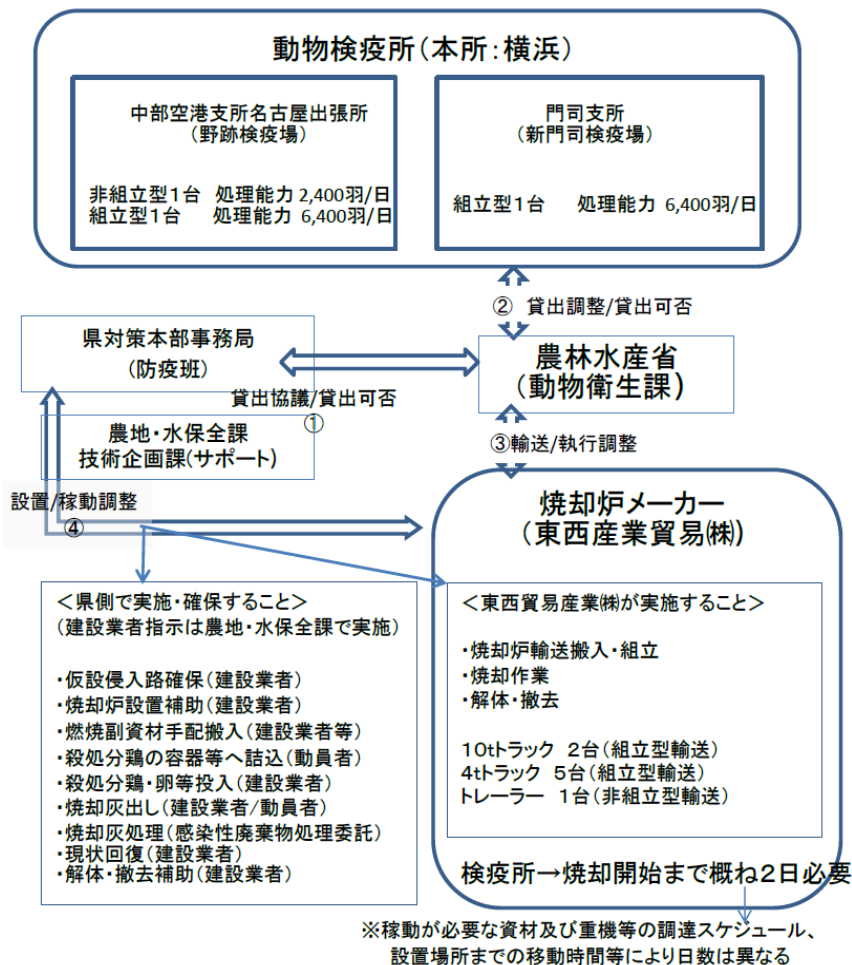
- (ア) 県対策本部事務局（防疫班）は、当該異常家きんが患畜等と判定された場合に、動物衛生課及び国から派遣される職員、専門家と初動防疫計画案について協議し、防疫方針を決定する。
- (イ) 国が所有又は備蓄する大型資機材等について、譲与又は借り受けが必要な場合は、県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課に対して「家畜伝染病予防法第 49 条に基づく防疫資材の貸付要領（平成 25 年 10 月 1 日付 25 消安第 3228 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき要請を行う。

国から借受け可能な防疫資材

① 移動式焼却炉
② 移動式レンダリング装置
③ 広域防除機
④ 電気殺処分機
⑤ 除染テント
⑥ 移動式（組立式）車両消毒機
⑦ 泡殺鳥システム
⑧ 防疫用物品

国の移動式焼却炉を利用する場合に想定される鳥インフルエンザ発生時の作業フロー

（※大型除染機、泡殺鳥機の大型資材の貸し出しも同様）



ウ 公表

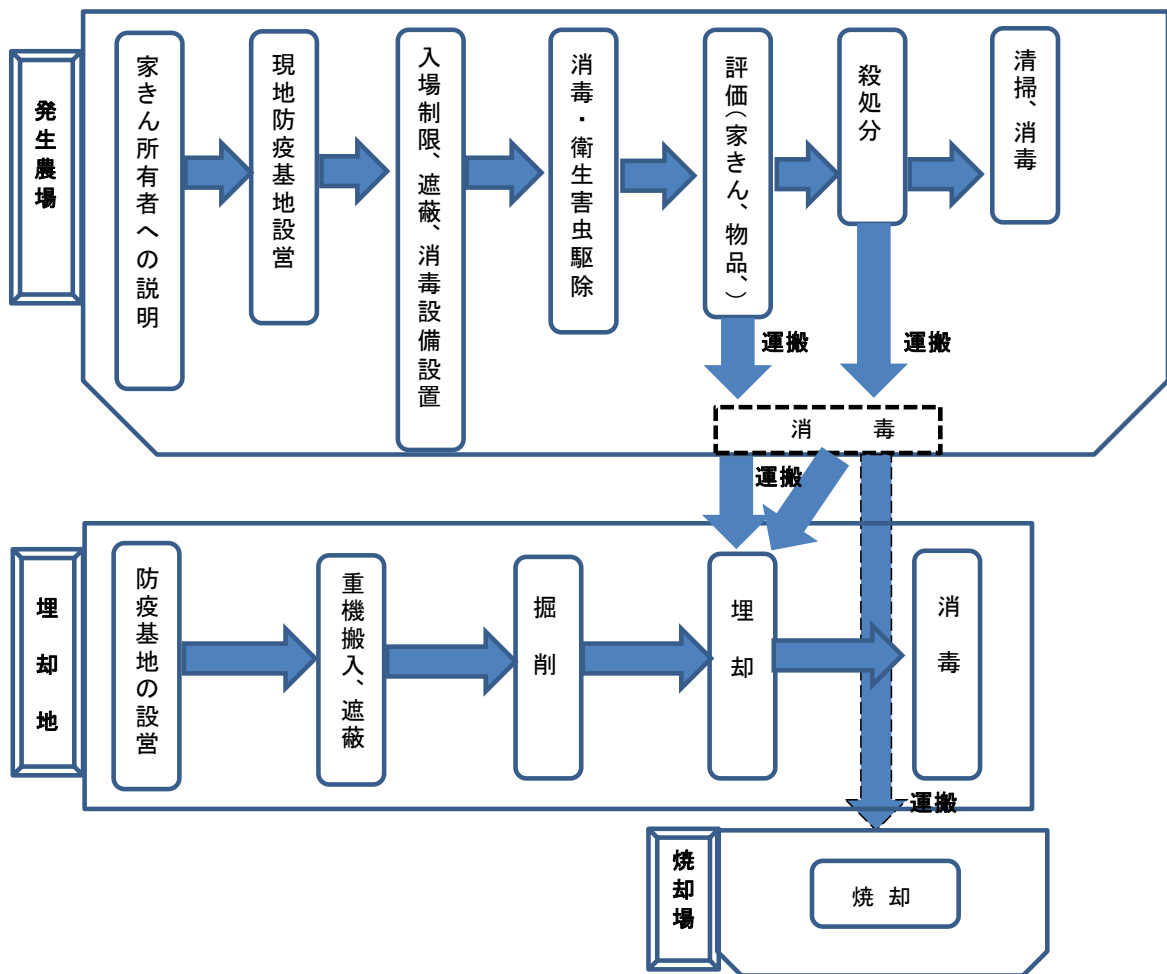
当該異常家きんが患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、報道機関に対して公表することとする。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、判定前に公表する。公表にあたっては、県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課と調整の上、原則として、農林水産省と同時に行うこととする。

エ 公示

県対策本部事務局（防疫班）は、法第13条第4項の規定に基づき、本病の発生について公示する。

VIII 各防疫措置の実施方法

防疫措置のフロー



1 発生農場の防疫措置

(1) 基本事項

- ア 農場ごとの防疫措置の具体的な事項は、初動防疫計画に定める。
- イ 現地の防疫措置は、原則として家畜防疫員がリーダーとして指揮を行う。
- ウ 発生農場では、消毒薬の散布を実施するとともに、野鳥及び野生動物の侵入防止並びにはえ等の衛生害虫の駆除を徹底する。また、農場への出入りに際して、人や車両等の消毒を徹底する。
- エ 防疫措置の実施にあたっては、バイオセキュリティに留意する。
- エ 体調不良な者が発生した場合にあつては、速やかに現地のリーダー等の指導を仰ぐとともに、必要に応じて医療機関における診察を受ける。

(2) 家きんの所有者への説明

現地家畜防疫チームは、発生農場の家きんの所有者に対して、本病の概要、県の防疫方針、法52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないこと等について説明を行い、以下の事項を指示し、迅速な防疫措置のため、家畜防疫員自らが行うことについての同意を得る。

[所有者への説明事項]

- 患畜を隔離すること（法第14条第1項）
- 患畜等をと殺すること（法第16条第1項）
- 患畜、疑似患畜を焼埋却すること（法第21条第1項）
- 汚染物品を焼埋却すること（法第23条第1項）
- 農場の消毒を行うこと（法第25条第1項）

(3) 防疫作業従事者の入退場時、作業時の留意点

ア 入場時

- (ア) 防疫作業従事者は予め定めた集合場所（動員者集合場所）に集合する。受付後、その日の作業の説明を受け、班編成を確認する。
- (イ) 受付後、保健師等による問診を受け、健康上問題があると判断された者は作業に参加しない。
- (ウ) 移動時は防疫服等に着替え、バス、公用車等に分乗して発生地に向かう。原則として、発生農場等に私物は持ち込まないこととし、持ち込む場合は必要最小限とする。
- (エ) 防疫服にはマジック等で担当名・氏名を記入するとともに、各リーダーが識別できるように色違いの防疫服、カラスプレー等で区別する。
- (オ) 入場前後の防疫作業従事者の動線が交差しないよう行動する。
- (カ) 作業は交代制で行い、一定時間ごとに休憩をとる。また気分が悪くなった場合や負傷をした場合はすぐに作業を中止し、現地のリーダーの指示を仰ぐ。

イ 退場時

- (ア) 退場時には、現地のリーダーの指示に従い、入場時に着用した防疫服等を十分消毒した後、脱ぎ、消毒薬による手洗い、洗顔及びうがいをを行う。
- (イ) 場内で着用した防疫服等は、消毒液に浸漬又は散布した後ビニール袋等に入れ、袋等の外装を噴霧消毒した後適切に処理する。
- (ウ) 集合場所等において、作業終了後の保健師等による問診を受け、希望者は抗インフルエンザ薬の処方を受ける。健康状態に異常がある場合は、速やかに医療機関等を受診する。
- (エ) 帰宅（宅）後、移動に利用した車の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を必ず行う。また、眼鏡等の身につけていた物もよく洗浄する。
- (オ) 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこととする。ただし、発生農場での防疫措置実施時等のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合は、3日間にまで短縮することができる。

ウ 防疫作業の準備

- (ア) 農場の出入り口は一箇所に限定し、防疫作業に従事する者以外は立入禁止として、「本病発生」の表示と「立入禁止」の看板を農場の外部の見やすい場所に立てる。また、必要に応じて病原体の散逸防止のため農場周辺をブルーシート等で遮蔽する。
- (イ) 出入口に消毒槽及び噴霧消毒施設を設置し、人や関係車両の出入り時の消毒を行う。
- (ウ) 農場周辺の通行の制限を必要に応じて実施し、道路への消毒薬の散布（散水車の活用を含む。）により、周辺の消毒を徹底する。
- (エ) 農場周辺に仮設テント等による現地防疫基地を設置し、清浄区域と汚染区域とを明確に区分する。
- (オ) 防疫資材の一時保管場所や防疫従事者の休憩用等のテントを設営する。
- (カ) すべての動物の隔離及び係留並びに排水口の閉鎖を確認する。
- (キ) 殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用し、昆虫、小動物等による病原体の拡散防止を徹

底する。

(4) 農場消毒

ア 鶏舎等の消毒

- (ア) 消毒は農場全体について、特に鶏舎の床、壁等の施設について、ケージ、集卵ベルト及び下水・排水溝等の設備の状況を踏まえて十分に行う。農場周辺についても消石灰を散布する。
- (イ) 患畜等に接触し、又は接触したおそれのある器具、衣服等についても消毒を行う。
- (ウ) 消毒は、その対象物に応じ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「国規則」という。）別表第3又は別表第5により行うこととし、本病ウイルスに有効な逆性石けん液、次亜塩素系消毒薬、消石灰等により行う。
- (エ) と殺後の鶏舎等の消毒は、1週間間隔で3回以上実施する。

イ 家きんの排せつ物等の発酵消毒

- (ア) 本病のウイルスは、60℃で10分間、56℃で15分から20分間の加熱により失活することから、排せつ物等を発酵消毒する場合は、堆積物の中心温度が十分に上昇するよう堆積発酵させる。
- (イ) 通常、7日から10日後には温度が低下するので、必要に応じて攪拌を行い、3週間から4週間で発酵消毒を完了する。
- (ウ) 堆積物の上部は消石灰を散布し、屋外の場合は通気性のあるシート等で被覆する。

(5) 患畜等及び汚染物品の評価

ア 家きん

- (ア) 家きんの評価は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価とする。
- (イ) と殺前に、患畜等の所有者等に対して、と殺の対象となる家きんの羽数、日齢等について確認するとともに、その代表的な個体について写真を撮影する。
- (ウ) 家きんの評価額の算定方法は、原則として、指針の別紙2により行う。

イ 汚染物品

- 焼埋却の対象となる汚染物品は、原則として下記のを対象とし、その数量等を確認する。
- (ア) 家きん卵（病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されていたもの及び種卵を除く。）
- (イ) 種卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (ウ) 排せつ物
- (エ) 敷料
- (オ) 飼料
- (カ) その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

ウ 評価人の選定

評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、地方公務員以外の者で畜産に経験のある者のうちから、それぞれ1名以上選定する。

(6) と殺

ア 手順

- (ア) 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対して、と殺指示書（指針様式7）を交付する。ただし、家畜防疫員が自らと殺を行う場合はこの限りでない。
- (イ) 患畜等は、原則として、病性判定後24時間以内にと殺を完了する。
- (ウ) と殺は、原則として家きん舎内で行い、やむを得ず家きん舎外で行う場合は、病原体の拡散防止に配慮して行う。
- (エ) ウイルス飛散防止のため、鶏舎内外にあらかじめ消毒薬を十分に散布する。
- (オ) 作業の省力化及び安全性確保の観点及び動物福祉に配慮しつつ、と殺は二酸化炭素ガス、泡殺鳥機等により行う。
- (カ) と殺後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体を密閉容器に収容し、その容器の外側の消毒を行い保管する。

(キ) と殺した羽数を正確に記録するとともに、発症している家きんの病変部位及び発症家きんがいる場所等の写真を撮影する。

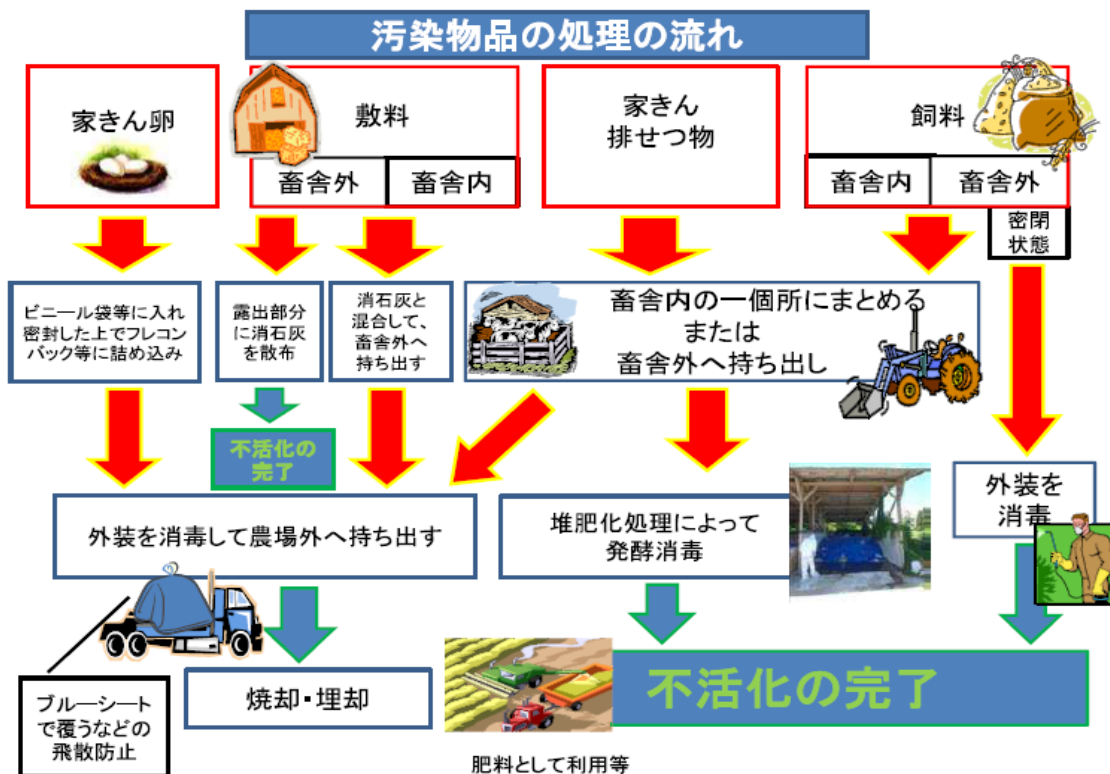
(7) 死体の処理

ア 手順

- (ア) 患畜等は、原則として、病性判定後72時間以内に焼却又は発生農場若しくはその周辺において埋却する。また必要に応じて、動物衛生課と協議のうえ、化製処理による方法もできることとする。
- (イ) 焼却又は埋却をする場合は、法施行規則別表第2の基準により行う。
- (ウ) 埋却の場合は、人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所を選定する。焼却の場合で、特に移動式焼却炉を利用する場合は、火災予防に留意し、焼却炉の設置場所を選定するとともに、消防署等と協議する。
- (エ) やむを得ず、焼却、埋却又は化製処理のために、患畜等の死体を農場から移動させる必要がある場合は、動物衛生課と協議の上、病原体の散逸に注意し、運搬車両等を十分に消毒を行う等、下記の点に留意し移動させる。また、焼却施設や化製処理施設への搬入の際に、汚染していない他の物品と接触しないよう、患畜等は隔離して蔵置する。
 - i 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
 - ii 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これがない場合は、床及び側面をシートで覆い、更に運搬物を積載後、上部をシートで覆う。
 - iii 車両には、消毒液を搭載するとともに、各消毒ポイントにおいて運搬車両を消毒する。移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類（指針様式8）を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - iv 運搬ルートについては、原則として、家きん飼育施設の付近は避けるなど、他の畜産関係車両が利用しないルートを選定しておく。
 - v 運搬後、運搬に使用した車両及び器具について、直ちに消毒を行う。
 - vi 患畜等の死体を処理する場所まで適切に運搬されるよう家畜防疫員等が確認するとともに、移動経過を記録する。
- (オ) 焼却、埋却又は化製処理を行うことが困難な場合には、発酵による消毒を行う。

(8) 汚染物品の処理（指針第7の3）

ア 汚染物品は、排せつ物処理マニュアルに基づき、原則として焼却又は発生農場若しくはその周辺において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。



イ 疫学関連施設等の汚染物品

基本的な対応は、以下のとおりとし、県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課と協議を行いながら決定する。

施設名	基本的な対応
食鳥処理場	○発生農場由来の家きんは原則として焼却又は埋却により処理する。 ○発生農場以外の家きん等は、患畜等や汚染物品との接触の状況を調査し、動物衛生課と協議後対応する。
レンダリング施設	家畜防疫員の指示により、施設内で化製処理されたものは、加熱処理がされたものとみなし、処分の対象外とする。
GPセンター	発生農場由来の食用の家きん卵は原則として焼却又は埋却により処理する。ただしすでに処理されていたものを除く。
たい肥化施設	発生農場由来の排せつ物、敷料等は原則として焼却、埋却又は発酵消毒を行う。
ふ卵場	発生農場由来の種卵は原則として焼却又は埋却により処理する。ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。

2 制限区域の設定と家きん集合施設の開催等の制限

(1) 制限区域の設定

ア 本病の患畜等と確定後、指針第9の1により制限区域を設定する。

<p>指針第9の1</p> <p>1 制限区域の設定</p> <p>(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合</p> <p>① 移動制限区域</p> <p>ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3キロメートル以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。②及び5の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。</p> <p>イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。</p> <p>なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10キロメートルを超えて設定する。</p> <p>② 搬出制限区域</p> <p>都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。</p> <p>なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。</p> <p>③ 食鳥処理場で発生した場合</p> <p>都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。</p>

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第５の２により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径５キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、５キロメートルを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径５キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から５キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（３）制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

（４）家きん所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

イ 法第３２条第１項、法第３３条及び法第３４条の規定に基づく、移動の規制、催物及び事業の制限に係る区域の指定については、県対策本部事務局（防疫班）が告示を行う。

ウ なお、他の都道府県において本病が発生し、本県に移動制限区域又は搬出制限区域が及んだ場合も同様とする。

エ 制限区域を設定した場合、指針第９の１の（３）及び（４）の家きん所有者への連絡は、現地対策本部は市町村対策本部と連携して行う。

オ 移動制限の対象

（ア）生きた家きん

（イ）家きん卵（GPセンター等で既に食用に処理されていたものを除く。）

（ウ）家きんの死体

（エ）家きんの排せつ物等

（オ）敷料、飼料、家きんの飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

カ 県対策本部事務局（防疫班）は動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催を停止する。

（ア）食鳥処理場（食肉加工場を除く）：新たな家きんの受入

（イ）GPセンター：新たな食用卵の受入（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結してい

るようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受入については除く。)

(ウ) ふ卵場：新たな種卵の受入

(エ) 品評会等の家きんを集合させる催物

キ 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

県対策本部事務局（防疫班）は動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れ停止、初生ひなの出荷一次停止等の必要な措置を指示する。これらの措置は（４）の規定により動物衛生課と協議の上、解除することができる。

(2) 制限区域内の農場への指導

指針第9の1の（5）の指導は、当該区域内の農家を管轄する現地対策本部（現地防疫チーム）が行う。

(3) 制限の解除

ア 制限区域の解除は、指針第9の3により行う。

イ 制限の解除に当たっては、県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課と協議の上で行う。

指針第9の3

制限区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の（2）の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアの清浄性確認検査により全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、（1）の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の（1）の発生状況確認検査に於いて、内の全ての農場で陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(4) 制限の対象外

ア 施設等の再開

食鳥処理場等の事業の再開については、県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。再開することができる場合の各要件は、指針の第10の4の各規定によるものとする。

イ 制限の対象外

制限区域内の家きん等について、次に該当するものについては、県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課と協議の上、移動制限等の対象外とする。対象外とする場合の各要件は、指針の第9の5の各規定によるものとする。

(ア) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場へのお荷

(イ) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンターへのお荷

- (ウ) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査施設等（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷
- (エ) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷
- (オ) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷
- (カ) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査施設等への出荷
- (キ) 制限区域内・外の家きんの死体の処分のための移動

3 消毒ポイントにおける車両消毒

(1) 消毒ポイントの選定

ア 平常時における準備

- (ア) 県は関係部局間で協議を行うとともに、市町村、管轄警察署、道路管理者等関係者と事前に協議を行い、消毒ポイントとして適する場所を事前に選定しておくこととする。
- (イ) 消毒ポイントとして選定する場所は、発生農場から概ね半径1kmの範囲内、移動制限区域境界周辺及び搬出制限区域境界周辺の幹線道路を中心に選定する。制限区域内に高速道路、自動車専用道路等（以下「高速道路等」という。）のインターチェンジが含まれる場合は、必要に応じ、当該インターチェンジ付近も設置の対象とする。

イ 発生時の設置場所の決定

- (ア) 現地対策本部が作成した初動防疫計画に基づき設置を計画された消毒ポイントについて、県対策本部が決定を行い、設置場所に関係する市町村、道路管理者（高速道路等を含む）、関係団体に連絡する。
- (イ) 連絡を受けた関係者は、消毒ポイントの設置に関して協力するとともに、情報の提供、普及に関して協力することとする。

(2) 消毒ポイントの運営

ア 設置の手続き

現地対策本部は、消毒ポイントの設営に先立ち、管轄警察署、道路管理者及び用地の所有者等に対して、事前に設置場所の使用許可等の了解を口頭で受けるとともに、設置許可申請等の手続きを行う。

イ 消毒ポイントの設営

- (ア) 現地対策本部は、トラック協会等に依頼し、消毒用資機材を各消毒ポイントへ輸送、配置する。
- (イ) 消毒ポイントにおける各設備の配置について現地対策本部は、管轄警察署と調整の上、できるだけ交通の妨げにならないよう配慮する。
- (ウ) 消毒ポイントの位置が通行車両から判別しやすいように、予告看板等により注意喚起を図るとともに、車両が当該設置場所にスムーズに移動するよう案内看板等を設置する。

ウ 車両消毒の実施

- (ア) 消毒ポイントにおける業務の分担は、主に下記の業務を行うこととし、各業務につき1～2名の人員となるよう配置する。
 - i 車両誘導
 - ii 車両消毒
 - iii 記録・連絡
- (イ) 消毒の対象とする車両は、主に畜産関係車両や防疫作業車両等とするが、まん延防止のために特に必要がある場合は、一般車両もその対象とする。
- (ウ) 消毒ポイントにおける消毒実施時間は、畜産関係車両（畜産関係施設への通勤車両等を含む）が通行し始める早朝から夜間までの時間帯とするが、必要に応じて24時間態勢により実施する。
- (エ) 車両消毒の実施にあたっては、次の事項に留意し実施する。

○消毒の方法は、動力噴霧器による噴霧消毒により行うこととするが、交通事情等を勘案し、消毒マット等も活用し実施すること

- 消毒に用いる消毒薬は、鳥インフルエンザウイルスに対して有効であり、かつ車両の車体等を腐食しにくい消毒薬を選択し、適正な濃度で使用する
- 車両のタイヤ周辺を中心として、荷台や運転席の清拭等を等を含めて車両全体を消毒すること。また、運転者の手指の消毒及び靴底消毒等も実施すること
- 車両消毒により使用した消毒薬の河川等への流入、近隣のは場、住宅等への飛散、散逸等できるだけ防止するよう努めること
- 深夜の作業による騒音や照明等、周辺住民の迷惑となるおそれがあることについて、事前に周知説明すること

(オ) 消毒を実施された車両に係る情報（ナンバー、積載物の内容、行き先等）を的確に記録し、当該車両に対して車両消毒確認書（様式 11）に必要事項を記入し、車両消毒記録（様式 12）に当該車両に関連する事項を記録する。

エ 設置期間

消毒ポイントの運営は、原則として、移動制限及び搬出制限の解除の日までとする。

4 ウイルス浸潤状況の確認

(1) 疫学調査

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

現地対策本部（現地防疫チーム）は疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなった場合、県対策本部事務局（防疫班）は動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき移動を禁止する。

(ア) 病性等判定日から遡って 8 日以上 2 1 日以内に患畜と接触した家きん

(イ) 病性等判定日から遡って 8 日以上 2 1 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

(ウ) 指針第 5 の 2 の (1) の ② のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って 2 1 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

指針第 5 の 2 (1) の ②

オ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

カ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん。

(エ) 現地対策本部の家畜防疫員は、当該疫学家きんの臨床症状の観察を行うとともに、法 5 2 条に基づき、死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜と接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）1 4 日を経過した後に、臨床検査及び簡易検査を行う。

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

指針第 1 2 の 1 の (2) の ② の規定に基づき疫学関連家きんの特定及び措置を行う。

(2) 制限区域内の農場の調査

ア 発生状況確認検査

制限区域内にある農場については、患畜又は疑似患畜の判定後、現地対策本部（現地防疫チーム）は原則として 2 4 時間以内に農場に立ち入り、以下の検査を実施する。

- (ア) 高病原性鳥インフルエンザの場合
 - i 対象とする農場は、移動制限区域内の家きん飼養農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）とする。
 - ii 検査の内容は、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査とする。
 - iii ウイルス分離検査及び血清抗体検査は、当該農場の家きん舎ごとに5羽を対象とし、うち3羽を死亡家きん（死亡家きんが認められない場合は、臨床症状を呈しているものとし、臨床的に異状が認められない場合は、健康な家きんから選択する。）とする。血清抗体検査は家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象とする。
- (イ) 低病原性鳥インフルエンザの場合
 - i 対象とする農場は、制限区域内の家きん飼養農場とする。
 - ii 検査の内容等は、アの（ア）と同様とする。
- イ 清浄性確認検査

移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後、10日が経過した後に、アの発生状況確認検査と同様な検査を実施する。

5 発生の原因究明

- (1) 発生農場及び関連施設における疫学調査

現地対策本部（現地防疫チーム）は農林水産省、動物衛生研究部門等の関係機関と連携し、発生農場における感染経路を検証するため、下記の事項について関係者から聞き取り調査等を行うことにより疫学情報に関する調査を実施する。

 - ア 調査対象
 - (ア) 発生農場
 - (イ) 発生農場と疫学的に関連のある畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GPセンター、食鳥処理場、農場、飼料工場、飼料販売先、農協等）
 - (ウ) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等
 - イ 調査事項
 - (ア) 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係
 - (イ) 気温、湿度、天候、風量・風向など
 - (ウ) 飼料運搬車両、集卵車両、機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
 - (エ) 農場所有者（又は管理者）及び従業員、管理獣医師、薬品業者、農協職員、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む）
 - (オ) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
 - (カ) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給与水の消毒を含む）、機器・設備の他農場との共有の有無など
- (2) 現地対策本部（現地防疫チーム）は感染経路究明のため、患畜等のと殺時までには、発症家きんの病変部位や発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、必要な採材を行う。

IX 終息宣言

県対策本部は、Ⅷの4の疫学調査の結果を踏まえ本病の終息を判断し、動物衛生課と協議の上、Ⅷの2で設定した移動制限及び搬出制限を解除すると同時に、本病の終息を宣言し、県対策本部を解散する。

X その他

1 農場監視プログラムの適用

患畜又は疑似患畜と判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された農場で飼育される家きんについては、指針第15に規定する農場監視プログラムを適用し、適切な措置を講じる。

2 ワクチン

(1) ワクチンの使用の考え方

ア 本病の現行のワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御するものではないため、その使用については県対策本部事務局（防疫班）が動物衛生課と協議しながら慎重に判断することとし、原則として、平常時の予防的なワクチン接種は行わないこととする。

イ 患畜等のと殺及び移動制限等によっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、緊急ワクチン接種の実施を農林水産省が決定する。

(2) ワクチンを使用する場合

ア 農林水産省が策定するワクチン接種に係る緊急防疫指針に基づき、県対策本部事務局（防疫班）は必要な資材を農林水産省から譲渡又は借り受け、現地対策本部（現地防疫チーム）の家畜防疫員がワクチン接種を行う。

イ 県対策本部（防疫対策チーム）は、農林水産省からワクチンを受領した場合は、指針に基づく様式9の受領書を農林水産省に提出する。また、ワクチンの使用が終了した場合は、指針様式10の鳥インフルエンザ予防液使用報告書を農林水産省に提出する。

3 県民への情報提供及び風評被害対策

(1) 情報提供

県対策本部事務局（広報班）は、正確な情報を提供し、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに本病に関する特設サイトを開設し、本病の発生状況、防疫状況、県の取り組み状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞等のメディア及び報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、本病に関する県民の不安解消に努め、本病に関する正しい知識を広報する。

(2) 相談窓口の設置

県対策本部は、本病に関する下記の相談窓口を設置し、広く県民の相談に応じる。

ア 家きんに関すること（畜産課、各家畜保健衛生所）

イ 鶏卵、鶏肉等食の安全に関すること（くらしの安心推進課、各総合事務所生活環境局）

ウ 野鳥に関すること（緑豊かな自然課、各総合事務所生活環境局）

エ 愛玩鳥（家きんを除く）に関すること（くらしの安心推進課、各総合事務所生活環境局）

オ 人の健康に関すること（健康政策課、各総合事務所福祉保健局）

カ 農家の経営支援に関する相談（経営支援課、各総合事務所農林局、日野振興局、東部農林事務所）

キ 休日、夜間相談窓口（危機管理局・防災当直）

(参考) 用語

用語	説明
法	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）
国施行令	家畜伝染病施行令（昭和26年政令第235号）
国規則	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）
指針	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表）
指針留意事項	高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（平成27年9月9日付け農林水産省消費・安全局長通知）
県規則	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年9月16日鳥取県規則第77号）
防疫作業マニュアル	高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル（平成23年12月農林水産省消費・安全局動物衛生課公表）
排せつ物処理マニュアル	鳥インフルエンザにより汚染された排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル（平成24年11月農林水産省消費・安全局動物衛生課）
野鳥マニュアル	野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成29年10月環境省自然環境局改訂）
防疫資材貸付要領	家畜伝染病予防法第49条に基づく防疫資材の貸付要領の制定について（平成25年10月1日付消安第3228号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）
高病原性鳥インフルエンザ	国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病
低病原性鳥インフルエンザ	H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く）の感染による家きんの疾病
家きん	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
家きん等	家きん及び家きん以外の鳥類（飼養されているものに限る。）
家きん以外の鳥類	飼養されていないもの（野鳥）を含む鳥類
家きん飼養農場	特に指定がない場合、家きんを100羽（だちょうにあつては10羽）以上飼養する農場をいう
患畜等	患畜又は疑似患畜（詳細については「高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザの定義」による）
発生農場	患畜等が発生した農場又はその所在する場所を含む
簡易検査	簡易検査キットを用いた抗原検査
遺伝子検査	PCR検査及びリアルタイムPCR検査
動物衛生研究部門	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
疫学関連家きん	指針第4の3の（2）による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染した恐れのある家きん

疫学関連施設	発生農場と疫学的に関連のある種鶏場、ふ卵場、GPセンター（食用卵の格付包装施設）、食鳥処理場等の畜産関係施設
移動制限区域	法第32条第1項の規定に基づき、家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、移動を禁止する区域。一般的には、原則として、高病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場から半径3km以内の区域、低病原性鳥インフルエンザの場合、半径1km以内の区域。
搬出制限区域	法第32条第1項の規定に基づき、家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、搬出を禁止する区域。一般的には、原則として、高病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場から半径10km以内の移動制限に外接する区域、低病原性鳥インフルエンザの場合、半径5km以内の移動制限に外接する区域。
野鳥監視重点区域	高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した野鳥（その死体は、糞便を含む）の発見場所から半径10km以内の環境省が指定する区域
防疫措置	家畜伝染病のまん延防止のため、発生農場等からのウイルス等の拡散を防止するための一連の防疫作業（と殺、焼却、埋却、消毒等）。移動制限解除は、発生農場の防疫措置完了後21日後が要件となる。
バイオセキュリティ	高病原性鳥インフルエンザウイルス等の病原体の伝播リスクを軽減するために設計された予防措置